

3-4 環 境

3-4-1 環境予備調査の概要

(1) 環境配慮実施の背景と調査の方法

7) 環境配慮の実施

近年、地球的規模の自然保護・環境問題（たとえば地球温暖化、オゾン層の破壊、砂漠化地域の拡大、酸性雨の問題等）に対する取り組みが国際レベルで行われている。また、開発援助協力においても各国援助機関及び国際機関は開発途上国の環境保全・保護に対する協力を強化している。

このことは、国際協力事業団が実施する地域総合開発調査に係る計画を立案するにあたっても決して例外ではない。開発に伴い発生する色々な環境問題を、事前に予見し環境保護計画をつくらなければならない。環境への配慮が充分になされるよう、日本・中国双方が、互いに理解しなければならない。

環境配慮の基本的な考え方として、次のことがあげられる。

- ① 開発援助協力は、一時的な対応で終わらせてしまうのではなく、持続可能な開発を考慮する。
- ② 環境配慮は、中国及び吉林省の立場にたって、バランスのとれた地域総合開発が進められるよう考慮する。
- ③ 中国及び吉林省の環境配慮に関する法、規則、指針、措置等を遵守しつつ、関係する諸機関の問題意識を十分に把握する。
- ④ 環境配慮の基本方針は、住民の生活の向上のための開発推進と、環境との調和にある。例えば、地域総合開発プロジェクトを実施する際に、周辺の自然資源の管理に注意を払わなかった場合、開発そのものの基盤が損なわれ、開発が持続できなくなるというケースがある。
- ⑤ 以上のようなことから、開発プロジェクトと周辺の自然資源、住民生活、生存基盤等とのバランスを考え、将来展望に即した開発及びその開発効果が十分発揮されるように配慮する。

また、最近の国際機関による環境宣言、勧告等でも国際協力プロジェクト等の事業では、事前に環境保護の立場から調査・研究が充実・強化されてきている。

4) 調査の方法

調査対象地域の環境予備調査では、特に社会立地環境、自然立地環境、公害の現況及び環境法と環境行政組織について調査を行った。また、必要に応じてスクリーニング、スコーピング等を行い、特に留意すべき環境に対する負の条件因子の有無、あるいは総合開発により環境に重大な影響を及ぼすと推測される要因の有無などについて考察した。

調査の方法として、まず関係資料収集、質問表を手配し環境問題に関する聞き取り作

業を行った。次に現地踏査、視察及び現地住民との聞き取り作業のほか、資料の解析、現地担当者と質疑等を行った。以上のような方法で多方面にわたり色々な角度から環境保護のレベルと将来の見通しについて考察した。

(2) 社会環境の現況

7) 社会生活

① 住民生活

調査対象地域には漢族のほかに朝鮮族、満州族、回族、蒙古族、シボ族、ダクール族等の少数民族が居住している。特に延辺朝鮮族自治州では朝鮮族が全住民の43%を占めており、2-2-3「社会概況 2) 民族」で述べたように、多民族の混住化が進行しているが、現在までに民族間の生活上のトラブル等問題は発生していない。

公用語は北京官話であるが、延辺朝鮮族自治州では、ハングル語も使用されており、ハングル語によるテレビ放映、ハングル文字の新聞、ハングル語による教育も行われている。

農村と都市における所得格差は大きく、特に一般労働者や農民の居住環境は、良好とは言えない。

米、小麦やトウモロコシ、高粱などの雑穀を主食とし、まんじゅうやすいとんなどに加工して食べる。米と中国料理に欠かせない油や食塩は配給制で保証されている。たとえば、主食の場合、“糧票”を用い、大人1人1カ月15kg、育ち盛りの青年は17.5kg、重労働者は30kgまでとなっている。

宗教に対する基本政策は、信教の自由であり、公民の信教は国家法律の保障を受けている。道教、仏教のほかに少数ではあるがイスラム教、キリスト教等の信者がいるといわれるがその正確な数は不明である。宗教施設は何も見当らず、信教に関してはあまり熱心な活動は見受けられない。

② 娯楽・レクリエーション

ほとんどの都市でカラオケ、ダンスホール、映画館などがあり、長春ではパチンコ店もあり若者達に人気がある。最近“茶座”とか“茶席”という喫茶店が増え、値段も安い、庶民のコミュニケーションの場所となっているという。しかし、農村集落での公共集会場や娯楽施設等は確認されなかった。

ラジオの普及率は非常に高く、テレビもかなり普及しつつある。新聞は家庭で講読する習慣がない。

麻雀や中国式将棋とトランプは特に盛んである。スポーツは踊りやマスゲームを好み、スケート等冬期のスポーツは盛んである。

③ 住宅事情

都市の住宅事情はとてつもなく厳しく、1家族で1間ないし2間の生活が普通である。台所やトイレは共同で風呂がない所が多い。普通イスとベット生活が基本である。

農村では、土地は集団のものだが、家屋は個人の所有物である。部屋の一隅を高くして中に炊事用のカマドの熱を通す“カン”というオンドルがどの家にもある。

④ 労働力及び人口問題

1994年末の吉林省の総人口は 2,574万人、その内男性人口51%、非農業人口42%を占めている。長春市の総人口は657.50万人（市区223.71万人）、人口密度 348人/km²、吉林市の総人口421.15万人（市区136.77万人）、人口密度 155人/km²、延辺朝鮮族自治州の総人口215.47万人、人口密度50人/km²である。人口増加率は吉林全省では 0.687%であり、長春市 0.683%、吉林市 0.677%、延辺朝鮮族自治州0.365%で、市部より県部（郷、村等）で増加の傾向にある。

⑤ 住民の経済活動

都市部あるいは農村部でも住民間の所得格差は年々拡大の傾向にあり、貧富の差が生じている。農家副業として家庭菜園で野菜、果物（りんご、なし、はたんきょう、ぶどうなど）、家畜（紅牛、羊、山羊、豚、にわとり、アヒルなど）及び魚（鯉など）を栽培・飼養し、また野草（ワラビ、ゼンマイ、フキ、キノコなど）や燃料用雑木枝を採取して市場で販売する。農民農場制度の普及およびその規模拡大等の違いにより所得格差は、ますます拡大の傾向にある。

長春及び吉林市内の市場では、米、大豆、トウモロコシ、雑穀類、野菜、果物、肉類、魚類、衣類、おもちゃ、雑貨など大変豊富である。

米はジャポニカ系のものも多く適度に粘りもあり大変おいしい。野菜も豊富であるが、ほとんどの場合通年出荷は確立しておらず、四季によりその種類と出荷量が変動する。果物はリンゴ、梨、ブドウ、柿などのほか、中国南部産のバナナ、ミカン、瓜類（ハミ瓜を主とする）など豊富である。魚は淡水魚が多く、養殖物では鯉が上等品とされている。また、ヒマワリの種、松の実、クルミ、クリ、グズベリ、キノコ類、朝鮮人參、キクラゲ、ワラビ類など現地色豊かなものも多い。

米 1 kg 3.6元、豚肉 1 kg 12元、タマゴ 1 kg 20.4元程度である。

⑥ 教育

高等教育機関として、大学、高等院校が41校ある。国家教育委員会所属の吉林大学、東北師範大学、国務院各部所属の白求恩医科大学、吉林工業大学、東北電力学院、長春精密機械学院、長春地質学院、長春税務学院等計15校では、大学院課程を持ち研究者養成等をしている。

1994年の統計では、専科卒業生数21,942人、大学院卒業生数 1,219人（博士学位151人、修士学位 1,068人）となっている。教職員数は教授・副教授級 4,963人、講師級5,681人、助手、教員級14,633人、技術員等38,847人である。

⑦ 制度習慣

家族構成は大家族主義で、親族間で互いに便宜を計り、協力して生活を営んでいる。朝鮮族は特にこの傾向が強くより密接になっている。

中国の制度としてどの地方でも、軍や警察の力が強く、また民防自警組織があり、地方政府の治安制度のもとで安全な社会秩序が維持されている。

4) 保健・衛生

① 風土病・伝染性疾病

これまでの報告・資料では、風土病・伝染性疾病者は少ない。病院入院疾患は呼吸器疾患が最も多く、次に消化器疾患、外傷及び中毒、循環器疾患の順である。死亡率は5.12%（1994年）で死因は循環器疾患が最も多く、脳血管疾患、悪性腫瘍の順である。また、乳児死亡率は特に高く、1987年では都市部18.3%、農村部30.3%である。地域住民の公共衛生観念は薄く、衛生環境意識の啓蒙教育が必要とされる。

② 衛生機構・施設

衛生機構 7,792ヶ所（うち病院 1,918ヶ所）、病床数18.6万床（うち病院16.5万床）で人口10万人当たり78床（70床）である。衛生機構人員は28.5万人（うち衛生技術員21.5万人）で人口10万人当たり 120人（91人）である。

③ 廃棄物、排泄物

都市の生活廃棄物（生ゴミ）、工業排水・廃棄物の処理、下水道施設の不十分な物など問題は沢山ある。これらは水質汚濁、富栄養化、地下水汚染、悪臭などの原因になっている。

9) 史跡・文化遺産、景観

吉林市中心部に松花湖自然保護区、吉林市西部に左家自然保護区及び延辺朝鮮族自治州の南部に長白山自然保護区が広がっている。また、長春周辺、吉林周辺、敦化市から図們市にかけての带状地域及び琿春市周辺は風景区に指定されている。

これらの地域には革命記念地、古城址、古墓、古塔、石碑、火山山峰、溶洞、温泉、など、名勝旧跡、文化遺産、景観地等があり、レクリエーション地域となっている。

(3) 自然環境の現況

7) 水文気象、水質

① 地形、水文・気象

調査対象地域は松遼平原（長春周辺）、中部丘陵地（吉林周辺）及び東部山地（延辺朝鮮族自治州）で東西に带状に約 500kmに渡って広がる地域である。この地域は、年間降水量 550～ 600mmと少なく、そのほとんどが温帯大陸性モンスーンの影響を受け夏期（6～8月で全降水量の70%弱）に集中している。この地域は四方山地に囲まれた広大な盆地状の平地が多く、夏期の集中降雨時は排水不十分なため被害を受けている。

第二松花江及び図們江の年間総流量は 433.4億 m^3 及び 68.22億 m^3 であり流量の季節的变化がはげしい。両河川とも、比較的浮遊物質が多く、土砂塵や生活残渣物の沈澱堆積されている個所もある。

② 水質・水温

地表水の水質は含塩分炭酸水で、鉄分含有量が比較的高い。地下水はカルシウム、マグネシウム塩など微量元素を含んでおり、やや硬水化している。地下水の深さは、

延辺朝鮮族自治州の沼沢地周辺で0.4~0.5m、低平地1.0~2.0m、平地1.8~3.0mであり吉林市の丘陵地では7.0m前後である。集落の人々はつるべ式井戸あるいは手押しポンプで地下水を汲み上げ飲料水にしている。帯水層の深さは平均2.0~3.3m程で水温15℃前後（10月下旬）である。

1) 貴重な生物・生態系地域

① 植生変化

動植物相は温帯混合林、ステップ及び高山地域型など複雑である。しかし雑草・木の生え具合は疎らで生物種の単純化、生息・自生する動植物の種類は少ない。毎年初春から初夏にかけて集中降雨・風等の気象現象の変化により表土が流亡・飛散する。したがって土地被覆状況は良くなく、生物生態系の変化も懸念される。

当地域は、長年の開墾事業の成果により、見渡す限り圃場が広がり、典型的な農業耕作地帯になっている。また、遊牧地として利用されているところもあるが、いずれも雑草はまばらでその絶対量は少ない。

② 貴重種・固有動植物種の保護

貴重種生物の保護と関連して、調査対象地域及びその周辺地域に左家自然保護区、松花湖自然保護区、及び長白山自然保護区等の国家組織の自然環境保護区がある。また敦化、蛟河市周辺には湿原・沼沢地が広く分布する。ここには数多くの移動性野鳥・水鳥及び多くの小動物が生息し、繁殖地になっている。

United Nations Treaties Section, UNEP, (1991)によると、中国は地域開発と環境保護に関する主要な環境国際条約に加盟しており、動植物に対する愛護は高いものと判断される。

当地域に生息・自生する主な動植物は以下の通りである。

野生動物……丹頂鶴、ノガン、シギ、サギ、カモなどの移動性水鳥、白てん、紫紅てん、銀色キツネ、タヌキ、かわうそ、野うさぎ、タカ、ウシ等
野生有用植物…山ぶどう、すぐり、グズベリ、野イチゴ、ワラビ、ゼンマイ、猴頭茸、キクラゲ、きのこ類、麻・葦類、朝鮮人参など漢方薬草類等
森 林……落葉松、チョウセンゴヨウ松、魚鱗松、冷杉（モミ）、シラカバ、山柳、ポプラ、アカシア、及びナラ、柏等の落葉広葉樹等
農産、家畜類…とうもろこし、水稲、こうりゃん、粟、春小麦、馬鈴薯、大豆、てんさい、ホップ、タバコ、亜麻、ひまわり、人参、きのこ類等農作物。栗、クルミ、リンゴ、なし、はたんきょう、ぶどう、都柿等果樹類。馬、ロバ、紅牛、羊、山羊、豚、鶏、家鴨、ミツバチ等のほか、カニ、フナなどの淡水魚等

③ 自然保護区

長白山自然保護区（1961年指定）は延辺朝鮮族自治州南部の山岳地帯に位置し、面積21万haを有する。植物は1300種余りあり、めずらしい樹種にはチョウセンゴヨウ松、長白松、長白落葉松、しらかば、山柳、柴杉、赤松等がある。また人参など

貴重な薬材も 100種以上にのぼる。陸棲の脊椎動物は 300種余り、そのうち獣類50種余り、鳥類 200種余りで両生類、爬虫類も少なくない。また、多くの魚類と1000種余りの昆虫の生息場になっている。国の保護を受けている珍稀な動物には東北トラ、梅花鹿、じゃこう鹿、紫貂、金錢豹、黒熊、オオヤマネコ等10種余りがある。

松花湖自然保護区(1982年指定)は吉林市のほぼ中央部にあり面積は約35.4万ha程である。豊満ダムの広大な貯水池(松花湖)の上流とその周辺の森林資源及び水質水源の保護保全と野生経済動植物の保護に努めている。松花湖は景観の調和にすぐれ、観光、レクリエーションの場所となっている。

左家自然保護区(1982年指定)は吉林市の西部の永吉県にあり、面積約 5,000ha程である。天然林生態系の保護・保全が図られている。

9) 土壌・土地

① 土 壌

土壌は有機質含有量の多い黒色土が広く分布している。その周辺地帯に小範囲ではあるが、灰白色の土層をもつプラノソル(白漿土 Lessive Soil)、森林地帯では褐色森林土、湿原地では草甸土や沼沢土(Bog Soil)の分布も見受けられる。

黒色土は土層が比較的深く微酸性から中性で、腐植に富み有機質含有率は表層部で3~6%、最高10%以上に達しているところもある。

土質は主に埴壤土(Clay loam)と微砂質埴土(Silty clay)で顆粒は比較的均等である。重粘土化しているところもあるが、良好な固粒構造を示し、通気も良く、保水能力もあり肥沃な可耕地になっている。

現在、土壌の塩類化、肥沃度の低下、土壌汚染等の問題は発生していない。しかし、有機物の分解、風・雨等による表土の飛散・流亡あるいは土壌養分の溶脱により肥沃度は低下の傾向にあると推察される。

② 土地の荒廃

主要道路や農道の両側にはポプラ、アカシア、カバの木が並木状に植えられているが、まとまった森林帯、育林地は見受けられない。これらの並木は防風のほか道路の目印或いは境界、区分域の目印となっている。

長年にわたり広大な面積を開墾し、農耕地化が進んでいるが最近では、住民が農村を離れ都市に集中する傾向にある。特に若い層の農業離れは深刻である。したがって農業に対する十分な管理が行き届かなくなり、粗放化傾向にあって土壌肥沃の割には土地生産性は低い。

③ 地盤沈下

敦化、蛟河市周辺及びその一部分の地域には沼沢地、湿地、泥炭地が分布している。これらの地域の排水干陸化・乾燥化あるいは地下水の過剰汲み上げによる地盤の沈下の可能性は考えられる。

(4) 公害の現況

① 大気汚染・悪臭

大気汚染発生の原因として、火力発電所や各種工場の排煙、冬期暖房用の石炭不完全燃焼による排煙、家庭における生活のための木材・農作物残渣燃焼による排煙などが挙げられる。

長春や吉林など大工業都市では、重油や石炭の燃焼に伴う硫酸化物や煤塵による汚染がひどい。また、自動車・トラクター等による一酸化炭素による汚染も深刻である。日本の大気汚染防止法の石炭燃焼の排出基準 0.4 g/m^3 をはるかに越す。大部分は電気集塵器が付いていない煙突である。

また、当地方では春先に季節風の影響で、南西或は西南西の強風を受け微細な土砂塵が飛散し、サンドストームとなってスモッグのように漂う。このことも住民の生活環境に多大な影響を与えている。

悪臭については主に都市部で発生し問題化されている。主な原因は下水処理、生活廃棄物（生ゴミ）処理等不十分のためである。農村集落地では、生活排水及び家畜等排泄物の流出による悪臭が挙げられている。

② 水質・土壌汚染

都市や工業地帯を流れる河川で水質汚濁が著しく、人口の都市化集中もあって一般的に悪化の傾向にある。以前、第二松花江では産業排水が不十分な処理で流され、水銀を主とする重金属など有害物質による汚染を引き起した例がある。また下水道整備が不十分な個所もあり、都市河川はドブ川と化している所もある。

なお、調査対象地域には酸性雨はほとんどなく、その被害も発生していない。

③ 廃棄物

工業廃棄物、家庭生活ゴミ等の収集、処理、処分については重要な問題とされている。廃棄物による河川の汚濁、地下水の汚染、悪臭の発生、衛生状態の悪化などは、大都市に共通して見られる。

④ 騒音・振動

大都市で自動車、トラクターに起因する騒音、振動が挙げられる。また、スピーカーによる大声で客寄せしている光景も見受けられる。

一般的には、地震もなく、地盤は頑強でしかも幹線道路はほとんど舗装されており、騒音、振動問題は少ない。

(5) 環境法制度と環境行政

7) 環境アセスメント制度の概況

① 環境法制度

第5回全国人民代表大会は、1979年に「中華人民共和国環境保護法」を施行した。この環境保護法において環境影響評価、環境対策の明示、認可等が義務づけられている。この法律の下に1986年「建設項目環境保護管理弁法」が制定され、中国国内

における全ての建設プロジェクトに対し、アセスメントを行うことを義務づけ、また外国系企業に対する適用も示されている。

なお、吉林省の環境保全に関する法律・条例としては「吉林省環境保護条例」が1991年7月に公布施行されている。

② 環境行政組織

国家環境保護局及び吉林省の環境保護専門家がE I Sの審査と認可を行う。

また、吉林省環境保護局は事前評価のみでなく、完成後の公害防止装置のチェックを行う。吉林省環境保護局の下に、長春市、吉林市、延辺朝鮮族自治州等人民政府に環境保護局があり、直接環境保護の任務にあっている。

国务院環境保護委員会、吉林省人民政府及び州、市等地方における環境行政組織図は3-5、6、7、及び3-8に示した。

③ 環境基準とガイドライン

建設プロジェクトの環境保護に対する管理指針（1986年）、建設プロジェクトの環境保護におけるエンジニアリング・デザインのための規則がある。1990年には、国家環境保護局によって「建設項目環境保護管理程序」が出され、アセスメントの実施機関、手順及び手続き等について具体的に示されている。

④ その他関連する環境法制度

関連する法制度等として「環境の保護と改善に関する規則」（1973年）、「環境保護法」（1979年）、「海洋（河口）環境保護法」（1982年）、「建設プロジェクト環境保護に対するエンジニア・デザインのための規則」（1987年）、「大気関係環境基準」「大気関係の排出基準」（1982年及び1983年）、「都市区域環境騒音基準」「海水水質基準」（ともに1982年）、「洪水水質基準」（1983年）、「農用汚泥中汚染物農業安全使用基準」、「工業汚染物等排出基準」などがある。なお近年になってさらに沢山の環境法が続出している。

4) 環境国際条約への加盟状況

① ラムサール条約

特に水鳥の生息として国際的に重要な湿地に関する条約（国際湿地条約と略）で、1971年に採択、1975年に発効した。中国は加盟していない。

② 渡り鳥等保護条約

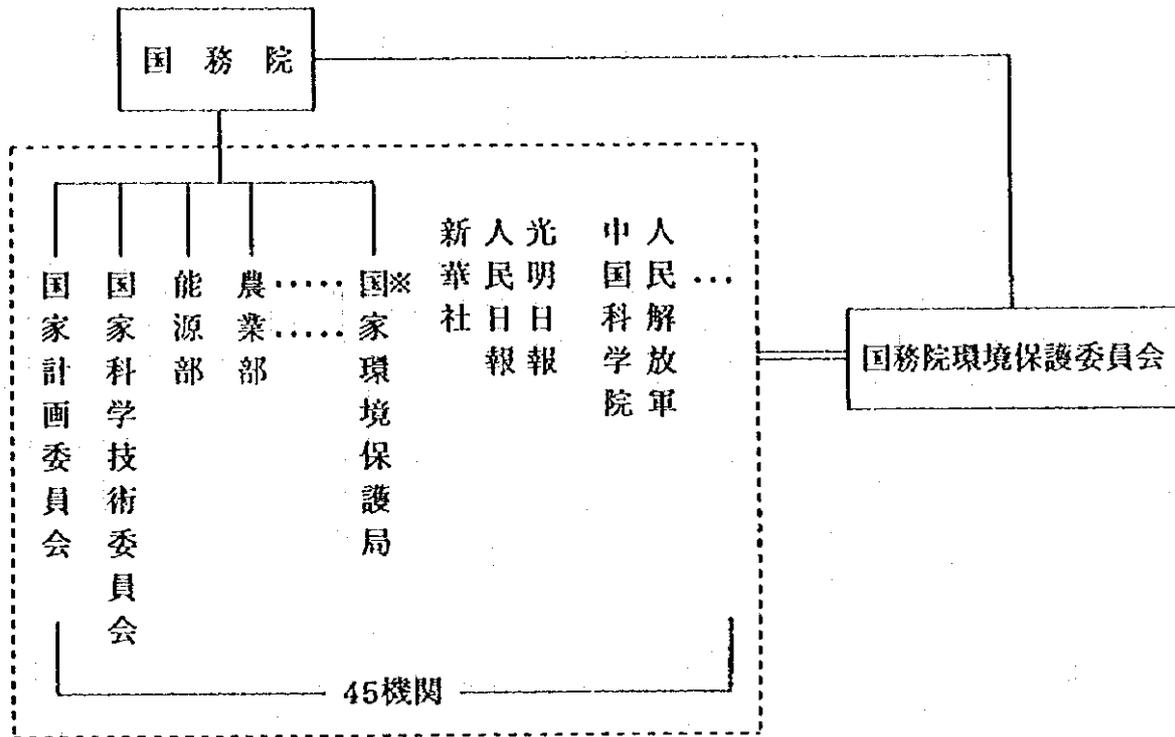
科学的な利益、各国の自然の保護及び経済に配慮しつつ、全ての野生の鳥類を基本的に保護することを目的に1950年に採択された。中国は加盟している。

③ 世界遺産条約

世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約で、1972年ユネスコ議会で採択された。中国は批准国として加盟している。

④ ワシントン条約

絶滅の恐れのある野生動植物種の国際取引に関する条約で1973年に採択された。中国は批准国として加盟している。



※：国家環境保護局は国务院保護委員会の事務機関である

図3-4 : 国务院環境保護委員会機構図

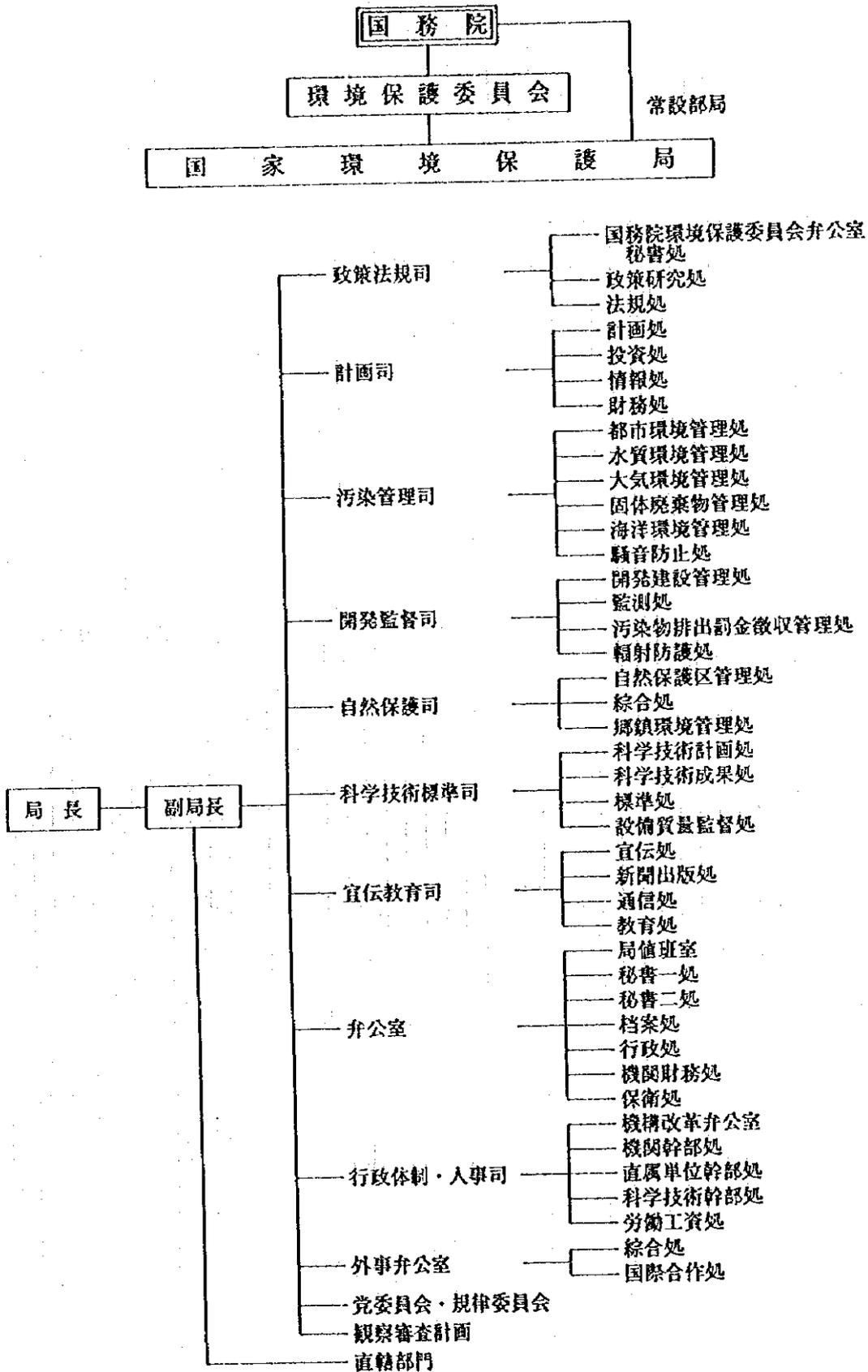


圖3-5 : 国家環境保護局的機構

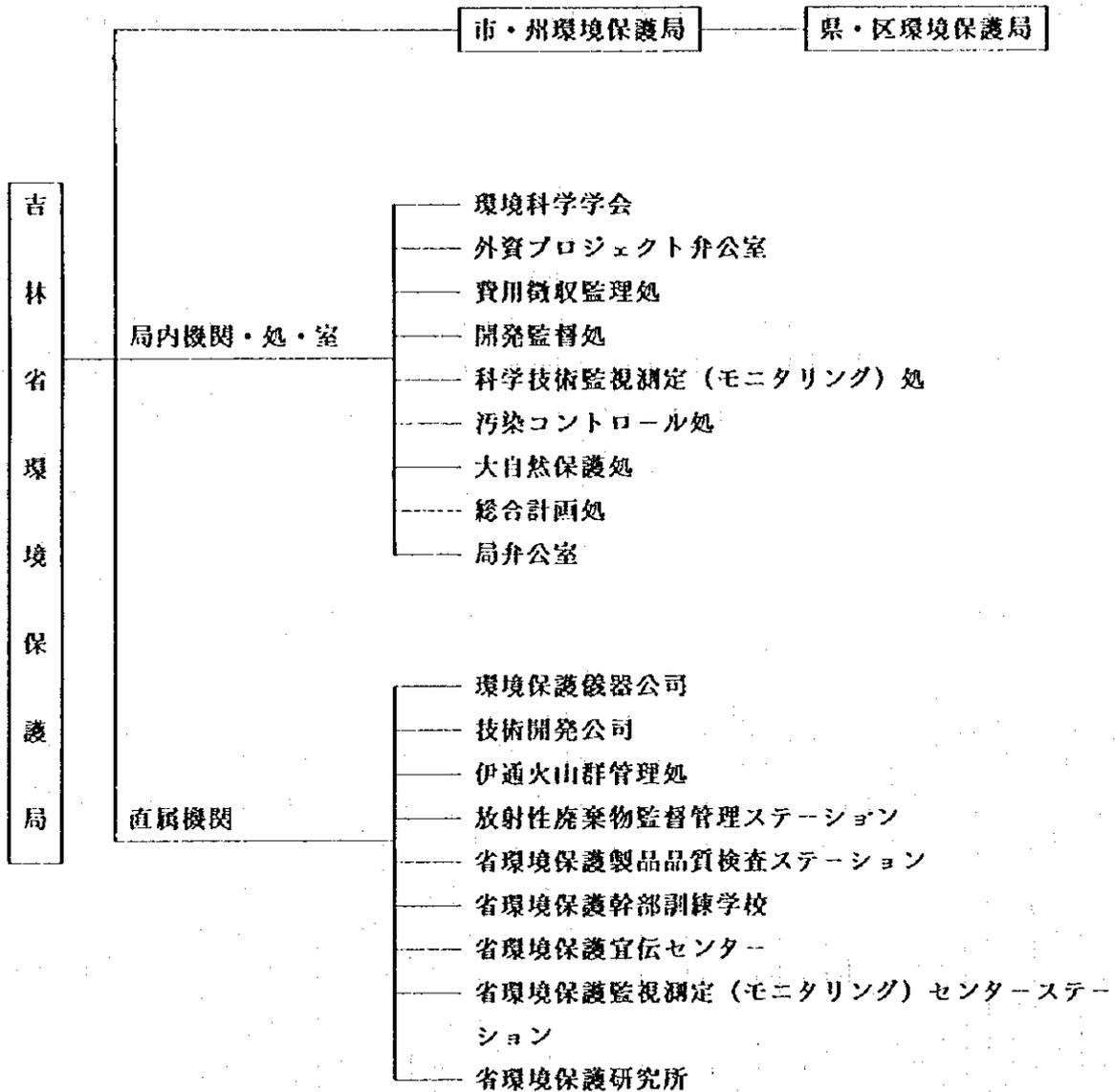


図3-6 : 吉林省環境保護組織機構図

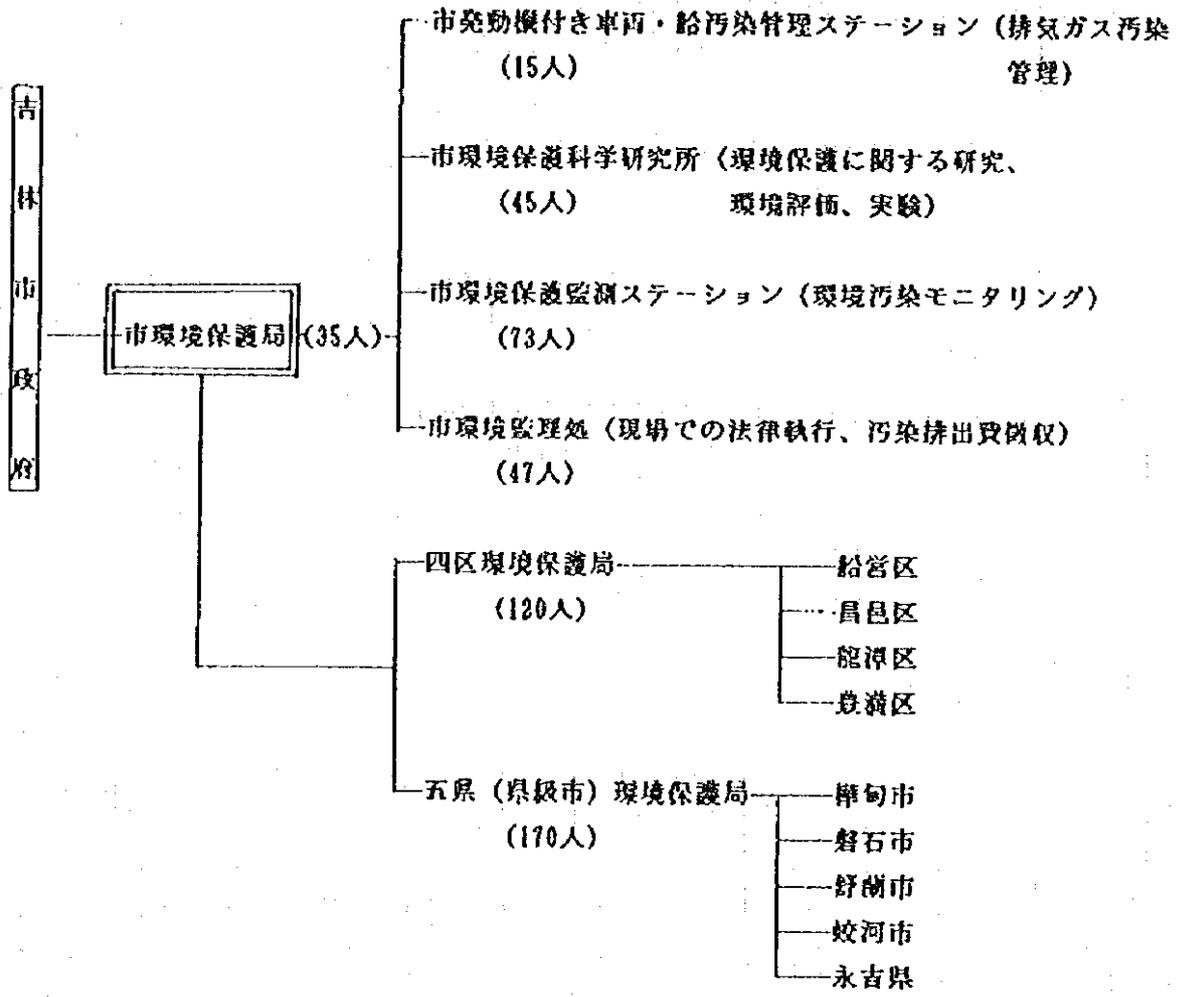


図3-7 : 吉林省環境組織図

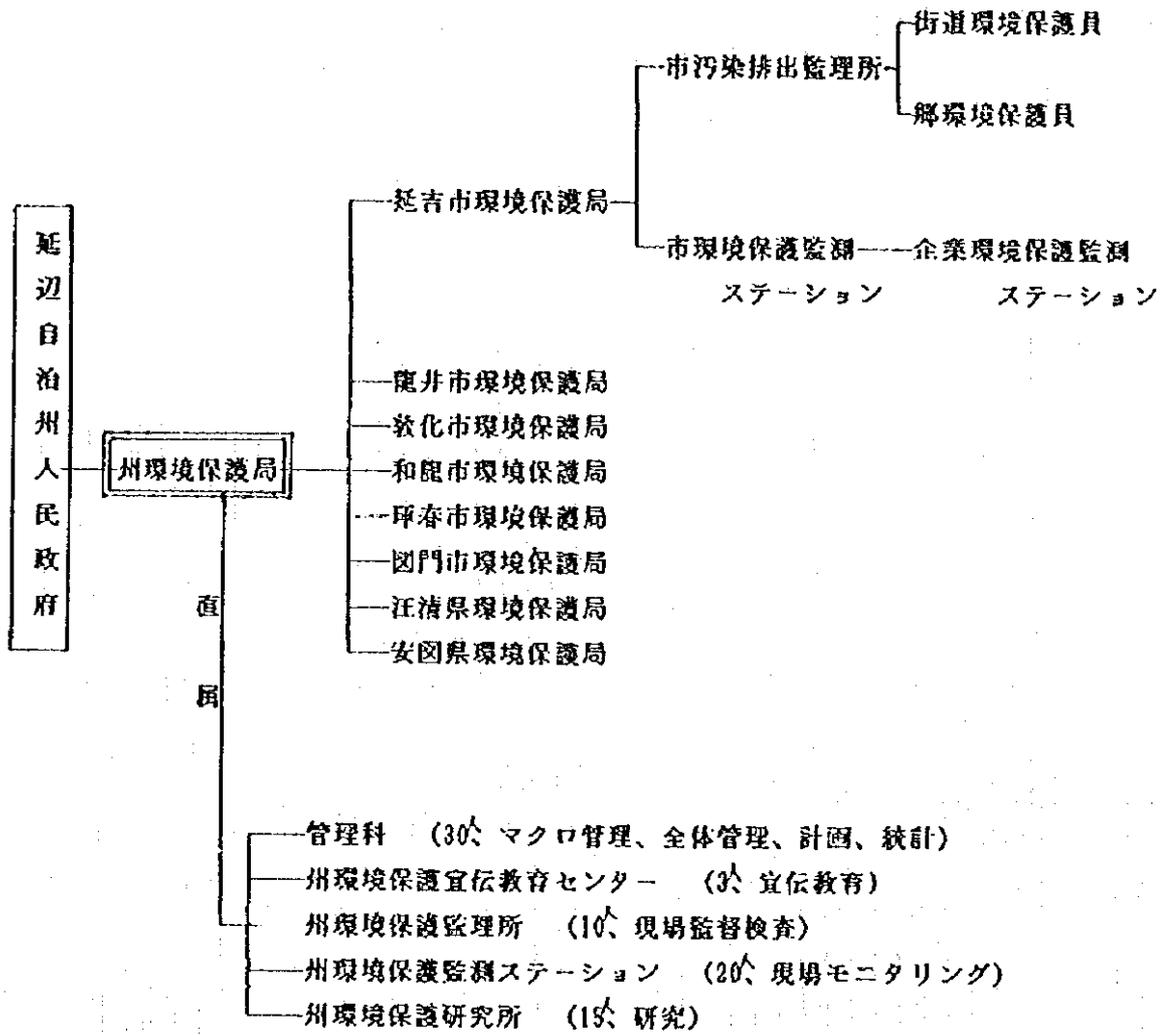


図3-8 : 延辺自治州環境組織図

⑤ 国際海洋法条約

海洋の多様な機能を包括的にとらえ、新たな海洋の法秩序を想定する国際条約で1982年に採択された。中国は署名国として加盟している。

⑥ バーゼル条約

有害廃棄物の越境移動及びその処分の規制に関する条約で1989年に採択、1992年に発効した。中国は署名国として加盟している。

3-4-2 スクリーニング及びスコーピングの結果と解析

地域総合開発計画におけるプロジェクト概要及び立地環境について表3-14及び表3-15に示した。

スクリーニング及びスコーピングについては表3-16及び表3-17のようにフォーマットに整理して示した。総合評価については表3-18に示した。チェックリストの各環境項目別に評価を行った結果と、その評価の判断根拠を記載して整理した。次にI E EあるいはE I Aが必要か否かを判断して、これらの項目の今後の調査方針の概略を記述した。

表3-14：プロジェクト概要

| 項 目 | 内 容 |
|------------|---|
| プロジェクト名 | 中華人民共和国 吉林省地域総合開発計画調査 |
| 背 景 | 中国東北地域の環境と調和のとれた発展を実現するため「東北地域経済開発計画」を作成中。工業開発及び水資源、運輸交通等の経済社会基盤整備プロジェクトを実施することを計画。 |
| 目 的 | 地域総合開発計画策定に係る予備調査に関し、調査の基本構想・焦点を明確にし、内容の絞り込みを行う。 |
| 位 置 | 長春市から延辺朝鮮族自治州の延吉市・琿春市にかけての带状地域で面積は約45,600km ² （省面積の24.4%）である。 |
| 実施機関 | 中国・国家計画委員会、吉林省人民政府計画委員会 |
| 裨益人口 | 約 728万人 |
| 計画諸元 | |
| 主要都市 | 長春、吉林、敦化、延吉、図們、琿春 |
| 主要産業 | 工業／農林業／水産業／観光 |
| 主要産業インフラ | 資源開発／発電・貯油施設／石油精製所／パイプライン その他 |
| 主要インフラ | 港湾／空港／道路／鉄道／河川／ダム／上水道 下水道／廃棄物処理場／その他 |
| その他特記すべき事項 | 温帯季節風型大陸性気候に属し、7月で平均気温は摂氏21～23℃、1月で零下16～18℃、平均年降水量は550～600mmで6月、7月、8月に集中している。 |

表3-15：プロジェクト立地環境

| 項 目 | | 内 容 |
|------------------|--------------------------------|---|
| プロジェクト | | 中華人民共和国、吉林省地域総合開発計画調査 |
| 社 会 環 境 | 地域住民 (居住者/先住民/計画に対する意識等) | 比較的教育水準が高い。朝鮮族が多く住み中国語のほかには朝鮮語を読み書き出来る人が多い。 |
| | 経済活動 (工業/農林水産業/観光等) | 農業地帯が広範囲に分布。トーマロコシ、大豆、水稲を栽培。軽工業発展に重きをおいている。都市部では第三次産業も盛ん。 |
| | 交通・生活施設・土地利用 (輸送網/飲料水/都市等) | 2車線主要地方道及び鉄道が通っている。 長春、吉林、延吉には飛行場も完備、都市の発展性あり。 |
| 自 然 環 境 | 地形・地質・景観 (山地・低湿地・土壌等) | 長春等は松遼平原、吉林等は中部丘陵地、東部は山地。土壌は肥沃で農耕地に適している。 |
| | 湖沼・河川水系・海岸・気象 (水質・水量・降雨量等) | 図們江が東に向って流下、水質やや良好。第二松花江が北西に向って流下、水質に問題あり。両河川とも冬季は水量が少ない。温帯季節風型大陸性気候。 |
| | 動植物・生息域 (希少動植物/マングローブ・珊瑚礁等) | まとまった森林地は見当らない。 つる、がちょうなどの移動性水鳥・野鳥や希少動物が生息、朝鮮人参など漢方薬用植物多数。 |
| 公 害 | 苦情の発生状況 (関心の高い公害等) | 化学工場、火力発電所による排煙。工場排水、都市の生活排水による第二松花江の水質低下。 |
| | 対応の状況 (制度的な対策/補償等) | 河川汚濁防止への意識が高まりつつある。 人民政府によるモニタリングの実施。 |
| その他特記すべき事項 | | 農村地域の社会立地環境の改善、社会インフラ整備が必要。 都市部の大気汚染対策。 |

表3-16：スクリーニング

| 環境項目 | | 内 容 | 評 定 | 備 考(根拠) | |
|-------------------------------------|----|---------|-------------------------|----------------|---------------------------------|
| 社 会 環 境 | 1 | 住民移転 | 用地占有に伴う移転(居住権、土地所有権の転換) | 有・無・不明 | 住民移転は多くない。開発のための用地提供に問題はない。 |
| | 2 | 経済活動 | 土地等の生産機会の喪失、経済構造の変化 | 有・無・不明 | 工業開発は、農民との所得格差等影響を与える。 |
| | 3 | 交通・生活施設 | 渋滞・事故等既存交通や学校・病院等への影響 | 有・無・不明 | 道路或は鉄道を建設 |
| | 4 | 地域分析 | 交通の阻害による地域社会の分析 | 有・無・不明 | 交通の阻害による分析は考えられない。 |
| | 5 | 遺跡・文化財 | 寺院仏閣・埋蔵文化財等の損失や価値の減少 | 有・無・不明 | 史跡、文化遺産は広く存在する。ただし、価値・評価に地域差あり。 |
| | 6 | 水利権・入会権 | 漁業権、水利権、山林入会権等の阻害 | 有・無・不明 | 水質汚染による水利、漁業権の問題 |
| | 7 | 保健衛生 | ゴミや衛生害虫の発生等衛生環境の悪化 | 有・無・不明 | 都市化によるゴミの発生と処理方法 |
| | 8 | 廃棄物 | 建設廃材・残土、汚泥、一般廃棄物等の発生 | 有・無・不明 | 工場廃棄物及び建設残土 |
| | 9 | 災害(リスク) | 地盤崩壊・落盤、事故等の危険性の増大 | 有・無・不明 | 地質はなく、地盤頑強ではあるが、開発の規模は不明 |
| 自 然 環 境 | 10 | 地形・地質 | 掘削・盛土等による価値のある地形・地質の改変 | 有・無・不明 | 経済インフラ整備に伴う地形変化 |
| | 11 | 土壌浸食 | 土地造成・森林伐採後の雨水による表土流出 | 有・無・不明 | 大規模造成による表土流出 |
| | 12 | 地下水 | 過剰揚水等による涸渇、造成工事による汚染 | 有・無・不明 | 地下水位は高く、豊富。水質良好。 |
| | 13 | 湖沼・河川流況 | 埋立や排水の流入による流量、河床の変化 | 有・無・不明 | 上流域で造成があれば注意 |
| | 14 | 海岸・海域 | 埋立や海況の変化による海岸侵食や海岸植生の変化 | 有・無・不明 | 海から15kmの距離にあるが、河川浚渫或は港湾建設か否かは不明 |
| | 15 | 動植物 | 生息条件の変化による繁殖阻害、種の絶滅 | 有・無・不明 | 自然保護区がある。 ツル等移動性水鳥類の生息地もある。 |
| | 16 | 気象 | 大規模造成や建築物による気温、風況等の変化 | 有・無・不明 | 大ダム建設予定はない。 |
| 公 害 | 17 | 景観 | 造成による地形変化、構造物による調和の阻害 | 有・無・不明 | 施設建設或は工事のために景観変化 |
| | 18 | 大気汚染 | 車両や工場からの排出ガス、有害ガスによる汚染 | 有・無・不明 | 都市部ですすでに問題あり。 |
| | 19 | 水質汚濁 | 土砂や工場排水等の流入による汚染 | 有・無・不明 | 工場、生活排水に問題 |
| | 20 | 土壌汚染 | 排水・有害物質等の流出・拡散等による汚染 | 有・無・不明 | 導入される工場の詳細は不明 |
| | 21 | 騒音・振動 | 車両・航空機・工場等による騒音・振動の発生 | 有・無・不明 | 工場、鉄道、高速道路などの問題 |
| | 22 | 地盤沈下 | 地盤変位や地下水位低下に伴う地表面の沈下 | 有・無・不明 | 今後、地下水をどれほど揚水するかが不明。多くなければ問題なし。 |
| | 23 | 悪臭 | 排気ガス・悪臭物質の発生 | 有・無・不明 | 産業廃棄物の増大。都市でゴミ発生 |
| 総合評価 : IEEあるいはEIAの実施が必要となる開発プロジェクトか | | | 有・無・不明 | 影響の考えられる項目が多い。 | |

表3-17：スコーピングチェックリスト

| 環境項目 | | 評定 | 根拠 |
|------|------------|----|--|
| 社会環境 | 1 住民移転 | B | 用地は国家で確保、決定する。開発のための住民移転は多くない。 |
| | 2 経済活動 | A | 農林畜産業から工場労働者への転換がおこる。 |
| | 3 交通・生活施設 | B | 局所的渋滞と騒音・振動の増大。 |
| | 4 地域分断 | D | 交通の阻害による地域分断、コミュニケーション分断は考えられない。 |
| | 5 遺跡・文化財 | B | 史跡・文化遺産は広く分布する。ただし貴重性、価値、評価に地域差がある。民族性の差もある。 |
| | 6 水利権・入会権 | B | 水質汚濁により、灌漑水利権、淡水漁業等に影響。 |
| | 7 保健衛生 | B | 生ごみや衛生害虫（ネズミ、ハエ、カなど）の発生。 |
| | 8 廃棄物 | A | 建設残土及び都市化によるゴミ、工場排出物。 |
| | 9 災害（リスク） | C | 地震もなく、地盤は安定しているが、開発の規模により異なる。 |
| 自然環境 | 10 地形・地質 | B | 経済インフラ整備に伴う地形変化。 |
| | 11 土壌浸食 | A | 乾燥地帯、微砂質壤土で植生被覆度が低いいため、表土流出が容易。 |
| | 12 地下水 | D | 地下水位は高く、安定している。比較的豊富。 |
| | 13 湖沼・河川流況 | A | 上流域での開発工事があれば影響が大きい。 |
| | 14 海岸・海域 | C | 日本海から15kmの距離にあるが、図們江河川浚渫或は港湾の建設は不明。 |
| | 15 動植物 | B | 国家級自然保護区がある。ツル等の移動性水鳥類の生息地もある。 |
| | 16 気象 | D | 気象変動する程の大開発はない。地形に問題なし。 |
| 公害 | 17 景観 | B | 施設建設、資源開発による景観変化。 |
| | 18 大気汚染 | A | 工場、火力発電所からの排気ガス、排煙。 |
| | 19 水質汚濁 | A | 土砂の流出、工場及び生活排水物質の流出。 |
| | 20 土壌汚染 | C | 工場排水の種類廃棄物の処理方法によって今後も検討 |
| | 21 騒音・振動 | B | 道路、鉄道沿線では影響の可能性あり。 |
| | 22 地盤沈下 | C | 地下水をどれほど揚水するか不明である。 |
| | 23 悪臭 | B | 都市ゴミ処理、工場排気ガス等の悪臭の可能性。 |

(注1) 評定の区分

A：重大なインパクトが見込まれる。

B：多少のインパクトが見込まれる。

C：不明（検討をする必要はあり、調査が進むにつれて明らかになる場合も十分に考慮に入れておくものとする）

D：ほとんどインパクトは考えられないためI E EあるいはE I Aの対象としない。

表3-18: 総合評価

| 環境項目 | 評定 | 今後の調査方針 | 備考 |
|---------|----|---|----------------------|
| 経済活動 | A | 現況の生産状況の把握。 生産量と雇用の予測。 | 地場産業の活用方策の検討が必要。 |
| 廃棄物 | A | 廃棄物の種類、量及び処理状況。 将来の予測と処理・管理計画。 | |
| 土壌浸食 | A | 土壌分布と土壌浸食状況。モニタリング。 土地利用状況と植生被覆状況。 | |
| 湖沼・河川流況 | A | 河川流況の調査、流況変化予測、周辺地域の 水利用。 | 魚及び水生生物の生息環境の創造に留意。 |
| 大気汚染 | A | 大気・現況把握とモニタリング、汚染削減 計画の策定。 | |
| 水質汚濁 | A | 水質現況調査。長期間のモニタリング。 将来の負荷予測水環境管理計画。 | |
| 住民移転 | B | 経済インフラ整備候補地の状況、移転地計 画の早期作成。 | 住民の意向を尊重した対応が必要。 |
| 交通・生活施設 | B | 地域の交通、輸送施設の状況、将来土地の 利用、交通計画。 | 計画時、公共生活施設について配慮を要する |
| 遺跡・文化財 | B | 遺跡、文化財の価値・評価及び関係法規。 | 住民との対話の実施、情報公開。 |
| 水利権・入会権 | B | 現況調査と補償計画。 | |
| 保健衛生 | B | 地域の保健衛生状況と環境改善手法の検 討。 | 保健衛生に対する意識の啓蒙、教育が必要。 |
| 地形・地質 | B | 地形・地質調査と施設建設予定地の検討。 保全計画と事例研究。 | |
| 動植物 | B | 動植物の分布と生息状況。 生態系保全と管理計画の作成。 | 専門家による動植物相調査及び保全対策。 |
| 景観 | B | 開発地点での景観予測。 | |
| 騒音・振動 | B | 騒音・振動の現況と発生状況の把握、工場 或いは交通量による騒音・振動の予測。 | |
| 悪臭 | B | 悪臭発生源現況の把握と改善計画の作成。 | 有害危険物質を取扱う工場がある場合は注意 |
| 災害(リスク) | C | 地形・地質調査と開発規模及び工事と施工 事例。過去における災害発生状況。 | 従業員の安全教育についての調査も必要。 |
| 海岸・海域 | C | 事業計画の確認、港湾予定地及び周辺での 浸食・堆積予測。 | |
| 土壌汚染 | C | 資料分析と解析による予測。 汚染削減方策の策定 | |
| 地盤沈下 | C | 事業計画の確認、水理地質データ。 現況把握と対策手法作成。 | |

3-4-3 環境保護対策の現状と問題点

(1) 環境の現状と問題点

7) 環境汚染の問題点

吉林省の環境は、この二十年間の環境保全事業の強化によって色々な面で改善が見られたが、公害汚染はなお深刻である。特に水質及び大気の問題について配慮しなければならない。

① 水質の問題

第八次五か年計画期間中、主要な河川における水質汚染はある程度改善された。第二松花江などの13本の主要河川の平均汚染指数は30%も低下している。国家水質四類基準より良好な水質の水域は全体の45%前後であり、特に第二松花江・渾江・及び図門江については、吉林省域からの出口における水質がほぼ国家の地表水水質三類基準に符号している。しかし、東遼河、伊通河、飲馬河、輝発河、およびガ呀河については有機質汚染が深刻である。

② 大気汚染の問題

大気汚染は主として煤煙型であり、主要都市の大気は、ほぼ三級基準の枠内に納まっている。1994年の測定資料ではSSの日平均値は年間で282~749マイクログラム/㎡の範囲で、平均385マイクログラム/㎡である。またSO₂の日平均値は年間で20~99マイクログラム/㎡の範囲内、平均は54マイクログラム/㎡、窒素酸化物は日平均値が年間で18~84マイクログラム/㎡の範囲内で、平均値は49マイクログラム/㎡である。

4) 現在ある環境設備及び施設

工場排水処理施設は全省で890カ所、建設総額は86792.5万元である。排水処理量40389.58万トン、排水処理後の再利用量21277.14万トン、処理後の排水基準達成量は10878.18万トンで運営費用は18901.0万元である。

都市生活排水については、現在吉林省内の都市には処理場を持っているところは無い。集塵装置については大型の工業企業にはすべての集塵装置が取り付けられているが、技術的水準が低いため、大気の煤煙汚染問題は依然として深刻である。

9) 省政府の対策と計画：

対策として排水処理施設の建設を進めるとともに、都市の大気環境を改善することであるが、その計画として次の事項が挙げられている。

① 都市生活排水処理場を建設する。計画としては、全省の中クラス以上の都市全てに都市生活排水処理場を建設する。総資金額は見積り約45億人民元で、主として第二松花江、東遼河、図門江流域の汚染問題の解決を図る。このうち、「松花江流域都市汚染対策プロジェクト」は日本政府の第四次円借款の利用を計画しており、総資金額は

見積り約17.6億元、ローン利用分は約1億ドルである。

- ② 企業の汚染対策施設の建設でよりいっそうの整備をはかり、技術改造を通じてクリーン生産を実現させる。
- ③ 都市集中暖房施設を建設し、大気汚染を軽減する。

(2) 環境対策

7) 都市における環境改善対策

吉林省では白城市と松原市が相対的に良好な環境水準を有し、主な大気・水質・騒音の指標がほぼ国の関連基準を達成している以外、その他の大多数の都市では環境基準が達成されていない。環境保全の対策として以下の事項が挙げられている。

- ① 都市生活排水処理場を建設する。総資金額は約45億元。
- ② 都市水資源の節約と十分な利用をはかり、水の再利用技術を推進する。総資金額は約10億元。
- ③ 都市の大気汚染を改善する“背空プロジェクト”の実施。うち、都市環境インフラプロジェクトとしては、都市集中暖房、台所の燃料としてガスの普及を大規模に実施する。また、煤煙規制区域の設定と管理を強化し、市街地区域内の工業用ボイラーの撤去又は改造を進め、個人経営の工場・商店などの大気汚染発生源に対する規制・管理を実施する。同時に都市緑化をより一層進めるとともに都市自動車排ガスの規制などをも強化する。
- ④ 都市の中で区域別の機能に応じた騒音規制区分を進めることを基礎に、騒音基準達成区の建設と管理を進める。
- ⑤ 都市のゴミ処理を段階的にルール化する。総資金額は約8000万元。
- ⑥ 都市区域内の工業汚染発生源に対する対策を強化する。総資金額は約80億元。

4) 企業に対する指導の現状と問題点：

① 指導の状況

- ・ 全体計画を策定し、生産の配置に留意し、工業構造の調整と、産業最適化に向けたレベルアップの過程の中に工業汚染対策を組み込んでいく。
- ・ 工業汚染対策に関する「三つの転換」を強化する。すなわち技術的進歩を活用し、プロセス終点における対策から生産の全過程におけるコントロールへの転換すること、クリーン生産を推進し、濃度規制から総量規制への転換すること、及び汚染排出許可証制度を推進し個別の発生源に対する対策から、集中規制への転換を図る。
- ・ 新設・既設の企業の双方に対して汚染対策を強化する。新設プロジェクトに対しては、「三つの同時」制度を徹底実施し、既設の企業の改造・拡張プロジェクトに対しては、「新規事業によって既設事業をリードし、総量を減少させる」という原則を徹底する。
- ・ 政府および関連部門の工業企業の汚染対策に関するマクロ的管理・指導・管理体制

を確立し、企業が汚染対策に対して具体的な責任を負う目標管理システムを作り上げ、行政・経済・法律等各種の手段を通じて、企業の汚染対策と「三廃」（排水・排ガス・廃棄物）の综合利用の実施を指導し奨励する。

- ・吉林省の実情に適した工業汚染防止技術の積極的導入に努め、工業汚染防止技術を徐々にレベルアップし、「三廃」综合利用技術を重視し、その普及に努める。

② 問題点

- ・工業企業による環境汚染が深刻なこと。
- ・企業の汚染対策技術が遅れており、設備が古いこと。
- ・汚染対策資金が足りないこと。

9) 環境保全対策の状況と問題点

目下、環境保全関係の資金が不足しているため、現在多方面からの資金調達を進めるという原則を採用している。すなわち、一方で国内の潜在的資金を発掘し、さまざまなルート・方面からの資金調達を行い、また一方では、環境保全について国外資金の利用の度合いを強化し、国際協力を強化し、積極的に国外資金の導入をはかるといふものである。現在、吉林省では、すでに環境保全の外国資金利用のための機構を設立し、大量の環境保全建設プロジェクトを準備しており、積極的に国際的金融機関と各国政府の借款を受けて、第九次五カ年期間中に環境保全プロジェクトの外国資金利用額3億ドルを目標としている。

3-4-4 環境に対する配慮と提言

調査対象地域は、丹頂鶴などの移動性水鳥の生息地であるとともに、その他多数の保護小動物や野鳥等の生息する地域である。また、当地域では、①集落地区住民のための上・下水道の整備及び近郊周辺工場の排煙・排水処理が十分に実施されていないこと、②都市集中化が進み、都市衛生が悪化していること、③鉱石資源が豊富であるが炭坑等採掘場が周辺地域に散在し、夏期の降雨時は河川に悪影響を及ぼすと思われる問題点もある。

上述のように、当地域においては、将来的に自然生態系と新興産業との調和共存を図るため、地域全体を対象とした環境保全計画の策定が必要である。したがって、地域総合開発計画の調査においても、環境に対する許容量を十分把握したうえで、当該地域の経済インフラ整備の経済的重要性、開発による地域経済の活性化等の効果を十分引き出し得る環境配慮基準の策定が必要である。

今回の調査結果を踏まえ、上述問題点のほかに環境分野に対するいくつかの配慮事項を下記に示す。

- ① 分布する広大な面積の低湿地、沼沢地及び湿原地は、面的開発等直接的な破壊による削減と、水文気象条件の変化に伴う乾燥化による土壌有機物が加速分解及び土壌塩積化等の間接的破壊が懸念される。したがって、十分な資料を基に地域総合開発による経

済効果と、環境に関する負の影響問題との境界線をはっきりさせて計画を立てる必要がある。

- ② 調査対象地域では、土地の荒廃箇所が数多く見受けられた。したがって地域総合開発計画と同時に農業基盤整備及び植林・育林事業による森林地保全対策の早急な実施が望まれる。
- ③ 地域総合開発計画に伴い、将来発生する可能性のある重大な負の環境影響要因、例えばイ) 大気及び水質汚染、ロ) 廃棄物の処理、ハ) 地下水利用による地盤沈下、ニ) 地域の活性化に伴う周辺地域の鉱工業の発展及び都市集中化による環境問題の発生等について多方面から検討され、かつ十分に環境配慮がなされる必要がある。
- ④ 本格調査では環境保全計画、環境測定および建設環境、自然環境保全等広範囲に精通し、分析できる環境専門家を含むことが望ましい。また、本格調査団は、相手国側カウンターパートに対し、環境保全に関する規則の執行及び監督強化の重要性を十分理解させるとともに、環境保全・保護等に関する教育指導など人材の養成のための技術移転に努める必要がある。

以上のような問題点及び配慮事項を考慮に入れ、地域総合開発計画により当地域の社会、経済、地域住民全体の利益になるよう当該地域を発展させていくことが大切である。そのために、土地・水・動植物資源を保全し、環境的に劣化させることなく、技術的に適切で、経済的に妥当性があり、そして社会的に許容され地域住民生活の実情と将来の目的に合致した開発が行われることである。

3-5 人材育成

調査対象地域は吉林省の経済、文化の中心地帯をなし、古くから工業が発達していることから、一般労働者、技術労働力は豊富である。又、長春市は多数の教育、科学施設を有し、東北地区の科学教育部門の中心都市となっているのを始め、吉林、延吉市にも各種教育機関があり、人材の供給源となっている。

調査対象地域東部の延辺朝鮮族自治州では、現在、韓国を始め東南アジア、中東、欧米等 13ヶ国に 21,500人の労働力輸出を行い外貨獲得に貢献しているが、図們江地域開発計画の進展とともに、琿春市経済開発区内進出企業等へのUターンが期待できる。更に州内には実務教育により即戦力になる人材を養成する技術学校、中等専門学校等の職業教育システムがあり、人材養成のための研修員派遣制度がある他、将来の労働力需要増を見越した日中合併による研修センター設立計画がある。この計画では年間 200人の研修を行い、卒業後は日本へ派遣することを計画しているが、需給の動向によっては地域内に振り向けることも可能である。

表3-19 に示すように教育・文化水準は非常に高く、文盲・半文盲率だけで見ると、吉林省は北京市に次いで全国第二位である。しかしこれまで市場経済化の浸透が遅れていたため、経営者クラスの人材及びサービス業に必要な訓練された人材は不十分で、特に国際的な企業経営に通用する能力を備えた人材は不足している。従来取り残されていた親のある辺境地域においては、人材の集積は極めて少ない。特に図們江地域の開発においては国際級の人材の確保は緊急課題であり、長期的展望の下に総合的な人材養成計画を策定、実施する必要がある。同時に当面の対策として、市場経済下のビジネス慣習に馴染んでいない企業経営者に対する各種研修を実施するとともに、全国から優秀な人材を緊急に集めるため、良好な生活水準と社会サービスを提供できる居住環境作りも必要である。

表3-19：吉林省の教育水準関連指標

| 地 域 | 就業者の最終学歴 | | 就業者中の 技術者比率 (%) | 15歳以上人口中の 文盲・半文盲比率 (%) |
|-----|----------------|-------------------|-----------------------|------------------------------|
| | 大卒以上 比率 (%) | 高等中学卒 以上比率 (%) | | |
| 吉林省 | 4.1 | 24.3 | 8.3 | 14.3 |
| 全国 | 2.4 | 12.9 | 5.3 | 22.3 |

出所：「中国東北辺境地域開発構想調査報告書」1993年BCFA、日中東北開発協会

第4章 本格調査の概要

4-1 本格調査の基本的考え方

- (1) 本件調査は、中国における急激な経済開放政策に伴う地域間格差の是正という基本的な認識の下に、物的・人的資源のポテンシャルがありながらも南の地域と比較して開発の遅れている東北地域全体の発展を視野に入れた上で、同地域の地理的中心である吉林省を対象に、中・長期的な総合開発計画の策定(M/P)を目的として実施するものである。
- (2) これまでに中国においては「海南島地域総合開発計画」及び「九江市地域総合開発計画」が実施されているが、今般調査の中国側の実質的受入れ機関である国家計画委員会及び吉林省計画委員会はJICAの開発調査のスキームを必ずしも熟知しているとは言い難い。特に吉林省人民政府は、実際の現地踏査の際、C/P機関として重要な地位を占めることになるが、我が国協力の経験が少なく、本格調査の実施にあたっては、引き続き、我が国協力スキームの説明を含め、先方の理解を確保していくことが肝要と思われる。
- (3) 更には、先方機関は今般調査の実施の機会をとらえ、地域総合開発手法を修得したいとしており、このため、C/Pへの技術、ノウハウの移転を非常に重視していることから、各種セミナーあるいは現地踏査時のC/Pへの技術協力を充実させていく必要があると考えられる。
- (3) 本格調査実施にあたっては、UNDPが実施した「豆満江開発計画」があり、対象地域等もかなりの部分が重複していることから、同計画との整合性を確保しつつ、充分調整を図っていく必要がある。更には、上述のとおり、単に吉林省の開発に留まらず、東北地域全体の開発という視点から、黒竜江省、遼寧省といった地域の開発可能性、連携をも踏まえた上で、開発計画を策定することが望ましい。
- (4) 予備調査、事前調査といった一連の調査を通じ、中国側は、調査の実現を可及的速やかに進めたいとの意向を示しており、このため、優先セクター、プロジェクトに関し、資金計画、事業実施に直接結びつくF/S調査の実施を当方に求めていた。これに対し、当方からは今般調査の意義及び実施の範囲につき、十分な説明を行い、最終的には、プロジェクト概要書(プロジェクト・プロファイル)の作成を行うことで合意した経緯がある。このため、フェーズI調査においては、

現状分析に基づき、優先セクター、プロジェクトの選定を行い、フェーズⅡ調査においてこれらについての概要書を作成することとなるが、右概要書については、上記経緯も踏まえ可能な限り詳細かつ精度の高いプレド/S程度の成果品が求められる。

- (5) また、今後の対象地域における持続的開発を維持していく上で環境配慮あるいは社会配慮の視点を調査の中で確保する必要があり、限られた調査期間、マンパワーの中で効率的に調査を実施していく上でも、現地で活動しているローカル・コンサルタントを活用することが望ましい。また、運輸セクター、土地利用計画では対象地域に隣接する極東ロシア、北朝鮮との地理的相関関係、計画の整合性を確保する必要があるが、日本人コンサルタントとしては活動範囲に限界もあることから、かかる点についても、ローカル・コンサルタントを活用し、右調査概要を分析することにより、本格調査内容に生かしていく必要があると思われる。

4-2 本格調査の内容

4-2-1 調査目的

本件調査は、中国東北地域の中心である吉林省（18,74万平方キロ、人口2600万）の内、4-2-2に示すように、長春市から延吉市、琿春市に至る带状地域を対象とした地域総合開発計画策定に係るマスタープラン調査を実施し、併せて同マスタープランにおいてリストアップされたロングリストの内、優先度あるいは緊急度が高いと認められたプロジェクトの概要表の作成を行う。

4-2-2 調査対象地域

予備調査の協議議事録（附属資料3参照）にあるように吉林省の長春市から延吉市、琿春市に至る带状地域（約4,5万平方km）を対象とする。

4-2-3 調査期間

予備調査の協議議事録（附属資料3参照）にあるように調査期間は18カ月程度とし、1997年末までに調査の一応の成果を中国側に提示できるようにする。

4-2-4 調査項目

〈フェーズⅠ〉

(1) 現況調査

調査項目：自然条件（自然環境を含む）、経済・社会条件（社会環境を含む）、土地利用、セクター別開発状況、開発政策・計画、個別プロジェクト、関連政策、等

(2) 開発に係るポテンシャル、制約要因（環境調査を含む）

(a)土地利用、セクター別開発状況、自然・社会環境、関連政策等の観点からポテンシャル、制約要因を評価

(b)開発主要課題を設定し、主要プロジェクトを作成

(3) 開発フレームワーク及び開発シナリオの策定

(a)地域・国家経済圏における対象地域の役割の設定

(b)開発目標・目的とこれを達成するための戦略の設定

(c)代替案比較に基づく開発シナリオの設定

(4) 地域総合開発計画の策定

(a)開発プログラムの策定

対象分野：運輸・交通、工業、経済開発区・重点地区計画、地域開発（土地利用／都市計画、水資源開発、エネルギー）、環境、人材育成、貿易／投資

(b)プロジェクトリストの作成

(c)プロジェクト行動計画の作成

〈フェーズⅡ〉

(5) 優先・緊急プロジェクトの選定

(6) 選定されたプロジェクトに係る概要書の作成

(7) 選定されたプロジェクトに係る投資促進策、行財政制度の検討

(8) 選定されたプロジェクトに係る初期環境調査の実施

(9) 選定されたプロジェクトの効果に係る総合評価

(10) 提言

4-2-5 調査工程（ワークフロー）

中国側と合意した調査工程は、第2部附属資料1の実施細則に添付した別表-1の「調査期間及び工程」のとおりであるが、実際の調査は表4-1に示すようなワークフローに基づき行うのが現実的かつ効率的であると考えられる。

表4-1 調査工程 (ワーク・フロー)

| 月順 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | |
|------|--------------------------|---|---|--|--|---|---------|------------|-----------------------------------|---|--------------------------------------|---------------------|---|--------|----|----|---------------------|----|-------------------|
| 調査工程 | 国内既存関連資料の取集・分析 + IC/Rの作成 | 現況調査・分析 既存資料・調査計画 等の取集・分析 開発ニーズの把握 | 開発ナレッジ (社会・経済・開発 フレームワーク)の 策定/代替案の分析 | 開発ナレッジ/ 制約要因の整理 開発主要課題の設定 中心プログラム プログラムの策定 | 地域総合開発MIP の策定 セクター間調整 実施体制の検討 プログラムの作成 リストの作成 付実施スケジュールの作成 | 策定・優先プログラム プログラムの策定 ドラフト・イ ンターイム・レ ポートの作成 | IT/Rの作成 | IT/Rの説明・協議 | 概要書(プロファイル)の作成 策定プロジェクト/プログラムの | MIP実施のための行財政 組織・制約の検討 策定プロジェクト/プ ログラムのIEEの実施 | 策定プロジェクト/プログラムの 総合的評価 実答・勧告の検討 | DF/Rの作成・説明・協議、契約書作成 | 中7 個別イ ンターイ ム・レ ポート のコメント等 を踏まえて 最終の 案を 提出した | セリナー開催 | | | | | |
| 作業 | (上段: 現起作業) | (下段: 国内作業) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 報告書 | ICR (ドラフト・レポート) | | PR/R (ドラフト・レポート) | | | | | | | IT/R (ドラフト・レポート) | | | | | | | DF/R (ドラフト・レポート) | | FR (ドラフト・レポート) |

4-3 本格調査の実施体制

4-3-1 調査団の構成

前述した調査の内容を実施するのに必要な調査団員の専門分野及び担当分野としては、次のような構成・内容が考えられる。

(1) 総括／地域開発計画

- －調査業務全体の総括、進捗管理
- －地域総合開発M/Pの策定、優先プロジェクトの選定等にあたっての部門間調整
- －選定プロジェクトの総合評価、次段階の作業への提言・勧告等にあたっての最終取り纏め

(2) 副総括／人的資源開発

- －(1) 団員の総括業務の補佐
- －人的資源開発分野の現状分析、開発ポテンシャル・制約条件の評価
- －当該分野の開発シナリオの策定、開発計画(M/P)の策定
- －当該分野の優先プロジェクト等の概要書の作成、事業効果の総合評価等

(3) 産業・貿易政策

- －吉林省の産業・貿易に係る動向・政策の把握
- －当該分野の開発シナリオの策定、開発計画(M/P)の策定
- －当該分野の優先プロジェクト等の概要書の作成、事業効果の総合評価等

(4) 行・財政・投資制度

- －中国及び吉林省政府等の行政・財政・投資制度の現状の把握
- －提案されるM/Pの効率的実施に必要な行政組織、財政制度、投資制度に係る提言

(5) 経済・財務評価

- －吉林省の社会・経済状況の現状把握
- －周辺諸国及び中国東北地域他州との関連を視野に入れた吉林省の発展の方向性のマクロ経済的視点による把握

(6) 物流予測

- －当該分野の現状分析、開発ポテンシャル・制約条件の評価
- －当該分野の開発シナリオの策定、開発計画(M/P)の策定
- －当該分野の優先プロジェクト等の概要書の作成、事業効果の総合評価等

(7) 工業開発

－同上

(8) 鉱業資源開発

－同上

(9) 電力・エネルギー

－同上

(10) 河川・水資源開発

－同上

(11) 農業開発

－同上

(12) 土地利用・都市計画

－自然立地条件からみた吉林省の開発ポテンシャル・制約条件の評価

－開発シナリオ（社会・経済・空間フレーム）の策定等への参画

－リモセン等の活用による土地被覆図、土地利用現況図等の作成

(13) 公共交通計画1（道路計画）

－当該分野の現状分析、開発ポテンシャル・制約条件の評価

－当該分野の開発シナリオの策定、開発計画（M/P）の策定

－当該分野の優先プロジェクト等の概要書の作成、事業効果の総合評価等

(14) 公共交通計画2（鉄道）

－同上

(15) 公共交通計画3（水運・航空）

－同上

(16) 通信

－同上

(17) 観光開発

－同上

(18) 環境

- 環境上のポテンシャル・制約要因の把握
- 開発によるネガティブ・インパクトが発生する場合の緩和策の検討
- 環境上の保全・管理を必要とする場合の対応策の検討
- 選定される優先プロジェクト／プログラムのI E Eの実施

4-3-2 調査の実施体制

(1) 本格調査の中国側カウンターパート（実施）機関は、中央レベルでは国家計画委員会、地方（現地）レベルでは吉林省人民政府計画委員会となっているところ、本件調査をとり進めるに際しては両者の意見を調整しつつとり進める必要がある。

このため、本格調査を実施するにあたっては、調査団、国家計画委員会、吉林省計画委員会の代表からなるステアリング・コミッティを組織し、IC/R、DIT/R、IT/R、DF/R、F/Rといった調査の節目において委員会を適宜開催し調査の進捗状況・今後の方針等に関して確認を行いつつ調査を行うことが望ましい。

また、右委員会には必要に応じてJICA中国事務所からのオブザーバー参加を求めることとする。本件については、予備調査時にミニッツにおいて確認されている。

また、技術的な問題等については、上記ステアリング・コミッティの下に必要に応じテクニカル・コミッティのようなものを組織し、そこでの協議を通じて解決策等につき検討することとする。

(2) 現地調査の実施において活用が可能と思われるローカル・コンサルタント等は中国東北地方（吉林省）に存在することを確認済みであり、社会調査、初期環境影響調査等の調査を現地再委託にて実施することは可能と思われる。

4-4 本格調査実施上の留意事項

(1) 「豆満江開発計画」との関わりについて

上記4-1で示したように、本件調査の対象地域はUNDPが実施した「豆満江開発計画」の拠点となっているところ、可能な限りUNDPをはじめとする国際機関、あるいはロシア、北朝鮮等に関する情報を収集・分析していく必要がある。

(2) 調査用資機材について

本件調査は基本的にはマスター・プラン調査であることから、特別な機材は必要としないが、先方政府、特に吉林省政府の予算事情が非常に厳しいという状況に配慮して、車両3台（ミニバス、ワゴン車、4WD）、パソコン2台（うち1台は携帯型）、コピー機1台、FAX2台、ワープロ2台（中・日文）について日本側で調達することとした。

附属資料一 予備協議一

1. プロジェクト申請書

吉林省地域総合開発調査 プロジェクト申請書

一、プロジェクト名

吉林省地域総合開発計画調査

二、中国側申請機関

国家計画委員会

三、中国側実施部門

国家計画委員会国土规划局と地区経済司、吉林省計画委員会

四、協力場所

吉林省、北京

五、プロジェクト申請の目的と背景

目的：

日本が経済のテークオフ時期に於ける国土総合開発の経験
を参考にし、日本政府との技術協力を通じて吉林省の実情に
適す、適度に発展するストラテジック計画を作成することを
希望する。本計画は中国国家計画委員会が作成中の“東北地
域経済発展計画”の深層化作業の一部であり、中国の国家
“21世紀議程”の唱える人口、資源、環境が調和をとって
発展する戦略的なアイデアの吉林省での実現にも寄与する。

また、地域調査中に於いて打ち出す若干の重点発展プロジェクトが中日の技術経済協力と貿易往来にも基礎を提供する。

✓ 具体的な内容：

- 1、吉林省国土資源と経済発展現状の総合調査；
- 2、吉林省が資源、人口、環境の調和をとる発展を中心とする発展戦略企劃案の設計；
- 3、重点地域と協力開発可能な重点プロジェクトのF S、

背景：

吉林省が東北のヒンターランドにあり、面積18、74万平方キロメートル、人口2600万である。1993年のGNPは550億元であった。

吉林省は近海と迎境の省で、東北地区を連結し、ヨーロッパ・アジア大陸架を連なる重要区間である。長い迎境線があり、一部の対外開放の港を形成し、迎境沿いの開放と開発の優位がある。省内では、合大鉄道が南北に貫き、長図、長白鉄道が東西に横切って、また道路網も密集する。空輸の面で、長春空港をメインにする国内外ラインがあり、省内外の地域交流は滞りなくて便利な優位が形成して、省全体と東北内外の連なりには便利な条件を用意している。

吉林省資源の総合開発には有利な条件があり、特に土、水、森林資源に独特な優勢がある。土地資源について、全

省一人あたりの土地面積は13ムー（1ムーは6.67アール）で、耕地は2.5ムーで全国の平均1.32ムーのレベルを上回り、農、林、牧、漁産業の発展には有利である。水資源の総量は404.25億立方で、水力エネルギーの保有量は456.46万キロワットである。森林資源については、吉林省は全国の重点森林地区で、京師の長白山は国家重要な木材生産基地である。全省は911.7万ヘクタールの林業用地がある。吉林省の山地資源も重要な生態地位がある。長白山は吉林省の東南部辺境にあり、東北の最も高い山で、東北の三江、兩河の発源地である。高山森林は水源の保ち、気候の調節と東北生態バランスの保障、また人口、資源、環境の調和とる発展の実現にきわめて重要な役割をはたしている。

吉林省は農業が発達している。長年来、一人あたりの食糧生産量、食糧商品率、食糧の省外調達量と玉蜀黍の輸出量はすべて全国のトップである。工業基礎も割と充実している。すでに自動車と石油化学工業の二つの基幹産業が養成され、全国に於いて重要な位置付けがされている。1993年、東北アジアの国際経済協力を積極的に参画し、飛躍した発展と活発な経済交流を促進する吉林省人民政府が重要な構想を打ち出し、近年来、引き続き10%のハイスピー

ドで伸び率を保っている。しかし、発展の中に問題もある。例えば、国有企業が現代企業への転換、古い工業基地の技術改造、経済発展と生態建設の相互適応及びいかに外資を吸収して先進国特に日本との経済技術協力を強化するかなどの問題が抱えている。

こういった経済の高速発展のなかに出てきた問題を解決するには、外国の経験を参考し、必要な技術サポートを導入して着実に実行できる発展計画を作成することは必要となる。同時に、吉林省の発展につれて、日本経済界の参画には更なるチャンスを提供し、中日協力して行った吉林省地域総合開発調査の結果は双方経済界の協力の展開に役立つ。

六、日本側と協力する内容

1、当該地域内の国土資源、工業、農業、第三次産業などの社会経済面の関係資料と情報を収集分析し、重点地区と重大施設について現地視察を行う。

2、地域総合開発の可能性と制約条件を分析する。現状調査の結果に従い、自然、社会、経済条件、農業、採繅業など第一次産業と重、軽工業など第二次産業及び第三次産業発展の可能性分析また人材資源、財源、法制度面の制約条件と交通運輸システムの完全、金融制度及びエネルギー

、水源などのインフラ整備の分析を通じて、開発の範囲、潜在力と方向を検討する。

3、地域総合開発計画の作成

それぞれ、2000年までの開発計画を制定する。開発可能性と制約条件の分析結果に基づき、また経済、社会、環境の調和とる発展の必要に満たして下記の計画項目を列記する：

(1) 経済発展の全体戦略の制定；

(2) 工業開発計画；

(3) 経済開発区及び重点地区計画；

(4) 交通運輸システム企画及び物流の見直し；

(5) 環境保護対策及び実施提案；人材育成及び経営管理人材の育成計画。

4、重点建設プロジェクトのFS報告書の作成

なるべく早く経済帯開発計画に確定されたストラテジックプロジェクトを実施するため、工事概要、意義、実施主体、工事内容、実施方法、工事費、企画図、プロセス表等を含める諸書類を編成する。

初歩的に確定されたストラテジックプロジェクト：

(1) 人材育成；

(2) 運輸業における空港、港、道路、鉄道、航路の

新設と改造プロジェクト；

(3) エネルギー、水源インフラ施設の建設；

(4) 食料品、医薬工業の開発プロジェクト；

(5) 長春、吉林と軍春市高新技術産業開発区、経済合作区に關係あるプロジェクト。

七、調査の希望時間と期間：

調査時間：15カ月

調査期間：1995年4月－1996年8月、メイン調査作業と中間成果は1995年12月前までに（即ち中国第九回五か年計画が開始する前）完成する。

八、調査のため、日本側の提供を要する資材：

1、調査の地域範囲が18、8万平方キロメートルに及び、野外視察の量も多くて重いため、日本製のスクランブル・ジープ二台と乗用車一台を提供して頂き、専門家の調査作業車とする。

2、ワークステーション一台、PC二台（内ノート式一台）。

3、コピー一台。

4、ファクシミリ二台。

5、ワープロ（中、日文）二台。

九、日本側と資金、技術協力の関係：

十、第三国と国際機関の協力関係：

十一、国家発展計画に於ける本プロジェクトの位置づけ
吉林省は東北地域の中心にあり、東北経済区の重要な構成部分である。中国国家計画委員会が作成中の“東北地区経済発展計画”は当該省の国土資源開発を東北地区の対外開放の促進と東北地区経済を振興する優先的な分野とし、数多くの国土開発とインフラ整備のプロジェクトは吉林省にアレンジする予定である。例えば、東北地区水資源供給と需要のアンバランスを解決するための松花江流域から遼河流域への調水プロジェクトと東北地区経済の一体化を促進するための南北方向の鉄道と高速道路の建設等はそれである。

中日の専門家が協力して地域調査を行い、地域総合開発計画を作成することで、我々は日本の60、70年代高度成長期の国土開発計画の経験を参考することができ、吉林省の国土開発が割合に高い経済実益と生態実益のある発展戦略に従わせる。

十二、国内関連資金のサプライソースと金額：

調査期間の国内関連資金の総額は100万元で、国家計画委員会国土地区司が国土計画事業費と吉林省計画委員会の業務経費から支出する。

十三、協力場所の施設及び完全度：

調査中、日、中専門家のオフィス、会議室、休憩室、宿泊及び調査の関連施設はもう手配済み。宿泊は吉林省のホテルにアレンジし、オフィスは事務用ビルを租借する。

十四、中国側が協力に参画する体制及び管理、専門技術、通訳などの準備：

中国側は国家計画委員会国土地区司をチームリーダーとし、国家計画委員会外事司、吉林省計画委員会をメンバーとする業務指導グループ、即ち“吉林省地域総合開発計画調査指導グループ”を設立して当該プロジェクトの指導を行う。日常作業は国土地区司区域一処（東北地区、華東地区経済発展企画担当）、外事司アジア・アフリカ処（国家計画委がアジア・アフリカ諸国との国際協力担当）、吉林省計画委員会国土処が共同で総合調査事務室を設立して組織調整を担当する。専門家、通訳も配備済み。

十五、協力に関連する資料の準備：

協力に関連する資料はもう準備済み（別紙参照）。実施するときもし日本側が新たな資料が必要すれば、またその解決を協力する。

十六、調査後、計画実施の資金調達

調査が終わってから関連内容と開発プロジェクトは“京

“北地区經濟發展計畫”と吉林省“九五”計畫に編入する。
また、實際な情況に基づき、案づくりをし、各種の有効的
な措置で多方面の資金調達を行い、資金の即時解決を確保
して計畫をスムーズに実現させる。

十七、他部門と分野に対する影響

“吉林省地域綜合開發計畫調査”は学科、業種に跨る綜
合的な作業である。その実施は吉林省の国土開發には指導
的な役割をはたし、同時に、外国人の吉林省に対する理解
と認識はより深くさせ、海内外の資金を吸収して吉林省の
資源開發と經濟發展を促進することに寄与する。

划方案的设计:

3、重点地区和可能合作开发的重点项目可行性研究。

背景:

吉林省地处东北地区腹地,面积18.74万平方公里,人口为2600万人。1993年,全省国民生产总值达到550亿元。

吉林省是近海和边境省份,是沟通东北地区,连接欧亚大陆桥的重要地段,有较长的边境线,形成了一批对外开放的口岸,具有沿边开放开发的优势。省内哈大铁路纵贯南北,长图、长白铁路横穿东西,有密集的道路网。在空运上有以长春空港为主的国内外航线,构成了省内外地域联系通达便利的优势,为全省和东北内外联系提供了优越条件。

吉林省资源综合开发条件好,特别是土、水、森林资源独具优势。土地资源,全省人均土地13亩,人均耕地2.5亩,高于全国人均1.32亩水平,有利于发展农、林、牧基础产业。水资源总量为404.25亿立方米,水能资源蕴藏量为456.46万千瓦。森林资源,吉林省是全国重点林区,东部长白山区是国家重要的木材生产基地,全省拥有911.7万公顷林业用地。吉林省山地资源也具有重要生态地位,长白山位于吉林省东南部边境,为东北第一高峰,是东北三江、两河的发源地,高山森林对于涵养水源和调节气候,保障东北大地生态平衡,实现人口、资源、环境协调发展具有极为重要的作用。

吉林省农业发达,多年来,人均粮食产量、粮食商品率、粮食调出量和玉米出口量,均居全国首位。工业基础较为雄厚,已形成了汽车和石油化工两大支柱产业,在全国具有重要地位。1993年吉林省人民政府提出广泛参与东北亚国际经济合作,建设发达的边陲近海省的发展设想,近几年经济均保持高于10%的快速增长态势。但是在发展的过程中,也存在着一些技术问题,例如国有企业如何实现向现代企业转轨问题,老的工业基地技术改造问题,经济发

吉林省地域综合开发调查

项目申报书

一、项目名称:

吉林省地域综合开发计划调查

二、中方申请部门:

国家计划委员会

三、中方实施单位:

国家计划委员会国土规划和地区经济司、吉林省计划委员会

四、合作地点:

吉林省、北京

五、项目申报的目的及背景:

目的:

借鉴日本在经济起飞时期进行国土综合开发的经验,希望通过与日本政府的技术合作,制订出一个符合吉林省实际情况的适应发展的战略规划。本规划是中国国家计划委员会正在制定的“东北地区经济发展规划”深化工作的一部分,也将有助于中国国家“21世纪议程”所倡导的人口、资源、环境协调发展的战略设想在吉林省得到实现。在地域调查中,提出的若干重点发展项目还将为中国技术经济合作和贸易往来提供基础。

具体内容:

- 1、吉林省国土资源和经济发展现状的综合调查;
- 2、吉林省以资源、人口、环境协调发展为中心的发展战略规划

为了尽快实施经济开发计划确定的战略性项目,应编制包括工程概要、意义、实施主体、工程内容、实施方法、工程费用、规划图、工序表等在内的诸文件。

初步确定的战略性项目有:
(1)人才培养;
(2)运输业中的机场、港口、公路、铁路、航道的新建和改造项目;

(3)能源、水源基础设施建设;
(4)食品、医药工业开发项目;
(5)与长春、吉林和浑春市高新技术产业开发区、经济合作区有关项目。

七、希望调查的时间和期间:
调查时间:15个月

调查期间:1995年4月至1996年8月,主要调查工作和中间成果将在1995年12月以前(即中国第九个五年计划开始前)完成

八、为了调查必须由日方提供的器材:
1、由于调查地域范围达18.8万平方公里,野外考察工作繁重,请提供日本国产越野吉普车一台、中型面包车一辆和轿车一台,用于专家调查工作用车。
2、计算机工作站一个,微型计算机两台(其中便携式一台)。

3、复印机一台。
4、传真机二台。
5、文字处理机(中、日文)二台。

九、与日方资金及技术合作的关系:
(无)
十、与第三国及国际机构的合作关系:
(无)

十一、本项目在国家发展计划中的地位:

展如何与生态建设相互适应的问题,以及如何吸引外资,加强与发达国家特别是日本的经济技术合作问题等等。

如何解决在经济快速发展中出现的上述问题,需要借鉴国外的经验,引进国外必要的技术支持,制订出切实可行的发展规划。同时,随着吉林省经济的发展,将为日本经济界的参与提供更多的机会,中日联合对吉林省地域综合开发的调查成果将有利于双方经济界的合作深入开展。

六、准备与日方合作的内容:
1、收集分析该地域范围内国土资源、工业、农业、第三产业等社会经济方面的有关资料和信息,实地考察重点地区和重大设施。

2、分析地域综合开发的可能性与制约条件。根据现状的调查结果,通过对自然、社会、经济条件、农业、采矿业等第一产业、重、轻工业等第二产业及第三产业发展的可能性分析,以及对人才资源、财源、法律制度方面的制约条件和完善交通运输体系、金融制度及建设能源、水源等基础设施分析,探讨开发的范围、潜力和方向。

3、制定地域综合开发计划
分别制定至2010年开发计划。按照开发的可能性和制约条件的分析结果并满足经济、社会、环境协调发展需要,列出下列规划项目:

- (1)制定经济发展总体战略;
- (2)工业开发计划;
- (3)经济开发区及重点地区规划;
- (4)交通运输体系规划及货物流通预测;
- (5)环境保护对策及实施建议;培育人才及培训经营管理人才计划。

4、制定重点建设项目的可研报告书

吉林省处于东北地区的中心地位，是东北经济区重要的组成部分，中国国家计划委员会正在制定的“东北地区经济发展规划”将该省国土资源的开发列为促进东北地区对外开放、重振东北经济区经济的优先领域，一大批重大的国土资源开发基础设施建设项目将布局在吉林省，例如为煤炭东北地区水资源供应的地区分布不平衡问题而布局从松花江流域向辽河流域调水工程，为促进东北地区经济一体化而布局的南北向铁路和高速公路的建设等等。

中日专家合作进行地域调查，制订地域综合开发计划，将使我们能够借鉴日本六十年代、七十年代经济高速增长时期国土开发计划的经验，使吉林省国土开发遵循一个有效商经济效益和生态效益的发展战略。

十二、调查对国内配套资金的来源和金额：

调查期间国内配套资金的总额为100万元，由国家计划委员会国土资源司从国土规划事业费和吉林省计划委员会计划工作经费中列支。

十三、合作地点的设施及完善程度：

调查期间为日、中专家设置的办公室、会议室、休息室、住宿及调查有关设施均已制定。住宿安排在吉林省的星级饭店，办公室可租用写字楼。

十四、中、日参与合作的体制及管理、专业技术、翻译人员准备情况：

中国方面将成立由国家计划委员会国土资源司为组长，国家计委外事司、吉林省计划委员会为成员的中方业务领导小组，即“吉林省地域综合开发计划调查领导小组”，负责该项目的领导工作。日常工作由国土资源司区域一处（主管东北地区、华东地区经济发展规划）、外事司亚非处（主管国家计委与亚非各国国际合作）、吉林省计划委员会国土资源处综合调查办公室负责组织和协调。专家、翻译人员已配齐。

十五、与合作有关的资料准备情况：

与合作有关的资料基本上准备就绪（见附件），实施时，如日方专家尚需一些新的资料，再协助解决。

十六、调查后实施计划的资金准备情况：

调查结束后，有关内容和开发项目将列入“东北地区经济发展规划”和吉林省“九五”计划，并根据实际情况拟定方案，采取各种有效措施，多方集资，确保资金的及时落实，使该计划得以顺利实施。

十七、对其他部门和领域的影响如何：

“吉林省地域综合开发计划调查”是一个跨学科、跨行业的综合性工作，它的实施，对吉林省国土资源开发将起到指导作用，同时将有助于国内外客商更多地了解和认识吉林，吸引海内外资金，促进吉林省资源的开发和经济的开放。

2. 質問表

質問票 (QUESTIONNAIRE) - 対中央国家計画委員会

1. 国家開発計画について
 - (1) 第8次国家開発計画の評価及び問題点・課題等 (特に吉林省との関係において)
 - (2) 第9次国家開発計画の概要及び進捗状況 (特に吉林省との関係において)

2. 東北地域経済発展計画
 - (1) 現在策定中の「東北地域経済発展計画」の詳細内容 (対象地域・期間等)
 - (2) 同計画における吉林省の位置づけ
 - (3) 本件調査の要請書にある「東北地域経済発展計画の深層化作業の一部」とはどういう意味か

3. 要請書にある、日本の60年代、70年代の経験を参考にとあるが、具体的にはなにをさすのか

4. 本格調査終了後の事業化必要資金の調達先の目途

5. 吉林省への公共投資額 (過去5ヶ年間)

6. 1991年以降UNDPを主軸として「図們江流域開発」が構想・計画され、実施に移されつつあると理解するが、本開発構想に対する中国の取組みぶりに関して
 - ・ 対応する中国側の計画は?
 - ・ 本計画は今回の地域開発計画とどう関連するのか?
 - ・ どちらが上位計画なのか?
 - ・ それぞれの計画対象地域は?
 - ・ 重複はないのか?
 - ・ 重複するところ、関連するところがあるとしたら、両者間の調整は?
 - ・ それぞれの具体的成果・目標は?
 - ・ 国民経済上の意義は?

以上

質問票 (QUESTIONNAIRE) 一対吉林省政府

1. 吉林省における第8次5ヶ年計画とその評価及び問題点・課題等
2. 吉林省における第9次5ヶ年計画の概要及び進捗状況
3. 第9次5ヶ年計画における交通インフラ（鉄道、道路、港湾、空港）の建設及び改良プロジェクト
 - ・長春～吉林高速道路、長春国際空港、霍林河～白城鉄道以外に主要なプロジェクトとして何があるのか？
 - ・上記3プロジェクトを含めて、投資規模、ファイナンス、供用開始目標年次、建設または改良の具体的内容（車線数、路線数、設置施設、容量など）
4. 吉林省における国土幹線道路網（中国語名称：不明、英語名称：National Trunk Highway System）建設計画と実施状況（建設済み及び計画、車線数と設計速度、設計規格、完成年次または建設目標年次）
5. 吉林省内においても道路輸送のシェアは貨物、乗客ともに近年急速に増大しているものと思われるが、
 - ・対応策に関する政府の方針は？
 - ・関連するインフラの整備の見通しは？
 - ・道路が建設できるとすれば、その財源は？
 - ・有料道路についての政策方針は？
6. 主要な幹線鉄道の輸送力は「すでに飽和状態」（吉林省計画委員会：吉林省の概況及び発展構想）とされているが、各路線の列車運行回数（旅客、貨物それぞれ）と列車の標準編成（機関車のタイプ、客車、貨車の積載量と車両数）および輸送量（トン数、旅客数）、輸送力増強の可能性と政策方針
7. 公共財政、公共投資の見通しについて
 - ・現在の社会的インフラの整備水準をどのように見ているのか？
 - ・具体的な内容は調査の結果を待つことになろうが、目標を達成するのに予想される問題点または不確定要素は何か？
 - ・吉林省の過去5ヶ年間の財政収支

8. 吉林省における他ドナーによる新規のプロジェクトの見通し

9. 東北地域経済発展計画

- (1) 現在策定中の「東北地域経済発展計画」の詳細内容（対象地域・期間等）
- (2) 同計画における吉林省の位置づけ

10. 図們江流域開発について

1991年以降UNDPを主軸として「図們江流域開発」が構想・計画され、実施に移されつつあると理解するが、本開発構想に対する吉林省の取組みぶりに関して

- ・対応する吉林省側の計画は？
- ・本計画は今回の地域開発計画とどう関連するのか？
- ・どちらが上位計画なのか？
- ・それぞれの計画対象地域は？
- ・重複はないのか？
- ・重複するところ、関連するところがあるとしたら、両者間の調整は？
- ・それぞれの具体的成果・目標は？
- ・吉林省における経済上の意義は？

以 上

関係資料の要請（要請先：中央政府）

1. 開発行政管理機構（中央と省との関係等）
2. 環境アセスメント制度の状況、環境政策あるいは法令など、環境ガイドライン、環境基準

以上

関係資料の要請（要請先：吉林省政府）

1. 吉林省の産業構造について（業種、立地状況、企業数、企業規模、従業員数等）
2. 業種別付加価値生産額について
3. 工業生産額について（業種別）及び産業別生産額
4. 主要輸出産業について（立地、製造品目、生産額、輸出額等）
5. 工業開発プログラム（少なくとも優先順位10番程度までの具体的資料）
6. 外国投資の現況について（立地、業種、件数、雇用数等）
7. 外国投資の規制及び優遇措置について
8. 開発行政管理機構図（省及び市／自治州との関係等）
9. 工業用水、電力需給状況および将来計画について
10. 地下資源について（埋蔵量、採取可能見込年数等）
11. 都市部における都市開発の現況と都市内での交通手段
都市部の土地利用図、なければD I D（人口密集地区）を地図に表示、商業用地（事務所用地を含む）、工業用地、住宅地、ユーティリティ用地（発電所、変電所、ターミナルなど）の面積と分布を表示
12. 地域別の人口とその分布
GDP（またはGNP）の現況
過去の推移と将来の変化の見通し
現況について人口分布図、なければ行政区域ごとの内訳の人口統計（過去は少なくとも10年遡れる資料）
13. 吉林省内の主要な生産物と仕向先、輸送量と輸送モード

14. 吉林省における主要な輸送コリドアを示す資料（できたら地図に図示、難しければ定性的記述でも可）
15. 車種別自動車登録台数の推移（10年間程度）、国営企業、共同企業、私有企業の変遷と見通し
16. 貨物及び乗客輸送の各輸送モードの実績と推移（道路、鉄道、水路、パイプライン、空路それぞれの輸送トン数、人数、トンキロ、人キロの約10年間の統計）
17. 水運に使用されている河川と航行可能な船舶のトン数、河川港の所在地
 季節による航行などの問題点
 輸送事業者の経営形態（国営、共同、私有）別船舶数と保有船舶トン数、距離
 （長、中、近）別運行実績
18. 吉林省「第8次5ヵ年計画」
 主要計画事項とその内容及び達成状況等
19. 以下の地域・センター毎の開発計画（2000年までの目標）の概要及び現況等
 - (1) 長白山地域開発計画
 - (2) 延辺朝鮮族自治州地域開発計画
 - (3) 松花江流域地域開発計画
 - (4) 長春高新技术産業開発区／国家レベルの開発区
 - (5) 長春経済技術開発区　／国家レベルの開発区
 - (6) 吉林高新技术産業開発区／国家レベルの開発区
 - (7) 東光工業開発区（延吉市）／省レベルの開発区
 - (8) 敦化経済開発区　　／省レベルの開発区
 - (9) 安図経済開発区　　／省レベルの開発区
 - (10) 自動車産業開発計画
 - (11) 石油化学産業開発計画
 - (12) エレクトロニクス産業開発計画
 - (13) 農業開発計画
 - (14) 林業開発計画
 - (15) 交通整備計画
 - (16) 都市建設計画
20. 「吉林省開発計画（1993年制定）、2000、2010年の目標」の概要

21. 吉林省における他ドナーによる関連プロジェクトの進捗状況
 - ・対象事業
 - ・プロジェクト内容
 - ・コスト（負担方法）
 - ・実施スケジュール
 - ・進捗状況

22. 地図類（地形図、土地利用図、道路図）
 - 吉林省全体（25～50万分の1程度）
 - 長春、吉林、四平、延吉／琿春などの主要都市（5～10万分の1程度）
 - （耕地、放牧地（草地）、森林地域、都市地域、その他別面積とその省内での分布特性を示す資料）

23. 主要河川データ（図們江、松花江等）

24. 就業率の現況（初等、中等、高等教育別）

25. 技術、職業訓練施設の現況

26. 吉林省の環境に係わる組織図或は体制図（環境担当部局、組織、職員数、業務内容、上級部局との関係など）

27. 吉林省の環境調査／環境影響評価の調査経験の有無、あればその結果の概要

28. 吉林省の環境問題と環境配慮の現況
 - ・水質汚濁と具体的対策
 - ・環境監視の実施状況
 - ・河川、湖沼、地下水等の水質の状況
 - ・環境保護、保全地域の説明図

29. 環境調査関係のローカルコンサルタントの現状、研究機関などの実施能力

以上

関係資料の要請（要請先：長春市）

1. 主要開発事業（予定）地周辺の環境（概要）……主なもの5つ以上

- ① プロジェクトの内容、現況
- ② 主要構造物
- ③ 実施機関
- ④ 位置、アクセスの状況
- ⑤ 水文・気象関係資料
- ⑥ 地形・地質
- ⑦ 社会インフラ分野の資料
- ⑧ 環境問題に関する取り組み（考え方）

2. 次の地域内または近接地にプロジェクトの計画があるか、あればその環境インパクトの程度

- ① 公園、自然保護林
- ② 野生生物保護区
- ③ 学術的に貴重な地区
- ④ 他の生態系保護区

3. 市の環境施策／対策のための組織図

4. 観光開発計画（概要）

5. 自然動植物について

| | 種 | 位 置 | 生息状況とその動向 |
|---|------|-----|-----------|
| 1 | 自然植生 | | |
| 2 | 野生動物 | | |
| 3 | 鳥と水鳥 | | |
| 4 | 魚 | | |
| 5 | 他の種 | | |

注) 貴重種を主体としてできれば数多く記入下さい。

6. 地下資源について（埋蔵量、採取可能見込年数等）

7. 工業用水、電力需給状況および将来計画について

以 上

関係資料の要請（要請先：吉林市）

1. 主要開発事業（予定）地周辺の環境（概要）……主なもの5つ以上

- ① プロジェクトの内容、現況
- ② 主要構造物
- ③ 実施機関
- ④ 位置、アクセスの状況
- ⑤ 水文・気象関係資料
- ⑥ 地形・地質
- ⑦ 社会インフラ分野の資料
- ⑧ 環境問題に関する取り組み（考え方）

2. 次の地域内または近接地にプロジェクトの計画があるか、あればその環境インパクトの程度

- ① 公園、自然保護林
- ② 野生生物保護区
- ③ 学術的に貴重な地区
- ④ 他の生態系保護区

3. 市の環境施策／対策のための組織図

4. 観光開発計画（概要）

5. 自然動植物について

| | 種 | 位 置 | 生息状況とその動向 |
|---|------|-----|-----------|
| 1 | 自然植生 | | |
| 2 | 野生動物 | | |
| 3 | 鳥と水鳥 | | |
| 4 | 魚 | | |
| 5 | 他の種 | | |

注) 貴重種を主体としてできれば数多く記入下さい。

6. 地下資源について（埋蔵量、採取可能見込年数等）

7. 工業用水、電力需給状況および将来計画について

以 上

関係資料の要請（要請先：延辺自治州）

1. 主要開発事業（予定）地周辺の環境（概要）……主なもの5つ以上

| | |
|----------------|---------------------|
| ① プロジェクトの内容、現況 | ⑤ 水文・気象関係資料 |
| ② 主要構造物 | ⑥ 地形・地質 |
| ③ 実施機関 | ⑦ 社会インフラ分野の資料 |
| ④ 位置、アクセスの状況 | ⑧ 環境問題に関する取り組み（考え方） |

2. 次の地域内または近接地にプロジェクトの計画があるか、あればその環境インパクトの程度
 - ① 公園、自然保護林
 - ② 野生生物保護区
 - ③ 学術的に貴重な地区
 - ④ 他の生態系保護区

3. 市の環境施策／対策のための組織図

4. 環境調査／環境影響評価の調査経験の有無、あればその結果

5. 観光開発計画（概要）

6. 自然動植物について

| | 種 | 位 置 | 生息状況とその動向 |
|--------|---|-----|-----------|
| 1 自然植生 | | | |
| 2 野生動物 | | | |
| 3 鳥と水鳥 | | | |
| 4 魚 | | | |
| 5 他の種 | | | |

注）貴重種を主体としてできれば数多く記入下さい。

7. 地下資源について（埋蔵量、採取可能見込年数等）

8. 工業用水、電力需給状況および将来計画について

9. 琿春経済合作開発区（辺境経済合作区）の全体構想、第1期計画とその進捗状況、誘致企業の動向（概況）
10. 図們江開発に関連して、「東北アジア鉄道港湾集団株式会社」が中国側の窓口となっており、建設構想としては、次の「4点・3線・2通・1センター」が提示されている。
 - ・4点 …………… ザルピノ港・ボシュット港・羅津港・清津港の拡張建設
 - ・3線 …………… 中ロ・中朝・ロ朝鉄道建設（一部、新設を含む）
 - ・2通 …………… 琿春～ザルピノ間・琿春～羅津の道路を国際通路として展開
 - ・1センター …… 琿春を中心に他国間物流センターの建設事業それぞれの建設等の進捗状況はどうか、また、今後の展開について、現段階で中国としてどのようにみているのか。……その概要について
11. 琿春市における主要な業種別登録企業数と資本金総額の過去3年間の推移及び三資企業数と投資総額の現況について
12. 延吉空港の拡張状況（現況）、航空路の増設等の見直しについて
13. 延吉市西側ともされている新国際空港建設構想の概要とその取り組みの状況
14. ロシアと北朝鮮の国境に位置する図們江の航行の現況及び長期的な構想（コンセプト）
15. 次の4つの開発区の全体計画（構想）の概要と進捗状況（現況）
 - ・図們経済開発区
 - ・集安経済開放区
 - ・臨江経済開発区
 - ・長白経済開発区
16. 図們市の概要
 - 人口・面積・主要産業概況（工業・農林業・商業等）
 - 交通・運輸関係のインフラ整備状況、電力・ガス・用水等の供給状況、発展計画（開発計画）の概要と主な関連プロジェクト、市の社会インフラの整備状況

以上

入手したい市販の刊行物

< 要 請 先 >

- | | |
|-----------------|---------|
| • 中国統計年鑑（最新版） | 国家計画委員会 |
| • 中国城市統計年鑑（最新版） | 国家計画委員会 |
| • 中国交通年鑑（最新版） | 国家計画委員会 |
| • 吉林省統計年鑑（最新版） | 吉林省政府 |
| • 吉林省經濟年鑑（最新版） | 吉林省政府 |
| • 長春經濟統計年鑑（最新版） | 長春市 |
| • 延吉統計年鑑（最新版） | 延辺自治州政府 |

3. 協議議事録（日本語）

中華人民共和國
吉林省地域総合開発計画調査
予備調査
協議議事録

日本国国際協力事業団予備調査団
中華人民共和國国家計画委員会国土地区司

国際協力事業団は中華人民共和国国家計画委員会の要請に基づき、吉林省地域総合開発計画調査実施に係る枠組みの協議及び現地調査を行うため、予備調査団を派遣した。

予備調査団は中国側関係機関との協議を行い、現地視察を行った。日中双方は本件調査の重要性と複雑性に対する認識のもとに、本調査を成功裡に終了するため、友好的かつ真摯な一連の協議及び現地調査を行った。その結果、以下の事項について明確にした。

1. 調査目標について

日本側は、中国側と協力しつつ、目標年次を2010年とした吉林省地域総合開発計画に係る調査を行い、マスタープランを策定するとともに、同マスタープランにおいてリストアップされたロングリストの内、優先度あるいは緊急度が高いと認められたプロジェクトの概要表の作成を行う。

さらに、中国側より、優先度あるいは緊急度が高いと認められたプロジェクトの内、幾つかについてはPre-F/Sを実施するよう要望があった。これに対し日本側は、本国において検討し、事前調査団派遣時に中国側と協議する旨回答した。

2. 調査対象地域及び計画項目について

調査対象地域は、吉林省の長春市から延吉市、琿春市に至る帯状地域とし、重点計画項目は（1）経済発展の全体戦略の制定、（2）工業開発計画、（3）経済開発区及び重点地区計画、（4）交通運輸システム企画及び物流の見通し、（5）環境保護対策及び実施提案、（6）人材育成及び経営管理人材の育成計画とする。

3. 調査期間について

調査期間については18カ月間程度とする。

なお、右に関し中国側より、1997年末までに調査を終了して欲しい旨強く要望があった。

4. 報告書及びセミナーについて

調査期間中、日本側から中国側に提出する主な報告書は中間報告書（IT/R）、

最終報告書（案）（DF/R）、最終報告書（F/R）の3種類で、報告書は日本語で作成する。

また、調査期間中の適切な時期に、中国側の関係者を集め、セミナーを開催することとする。

5. 現地調査用機材について

中国側は、調査業務の円滑な実施に必要なとの観点から、日本側に対し申請書に記載された機材の供与について要望した。日本側は右に関し、供与可能か否か、また、供与可能な場合の供与可能な品目等に関して本国において検討し、事前調査団派遣時に中国側と協議する旨回答した。

6. プロジェクトの経費について

中国側は、日本側の予算確定後、中国側が一定の割合で国内予算の手当を行うことにつき、本国で検討後、決定を欲しい旨、日本側に対し希望した。

7. ステアリング・コミッティ及びテクニカル・コミッティの設置について

日中双方は調査の円滑な実施のため、双方から成る共同運営委員会（ステアリング・コミッティ）及び技術作業委員会（テクニカル・コミッティ）を設置することとする。

8. 日中双方は、今回、双方が合意に至らなかった項目に関しては、事前調査団派遣時に引続き協議を行うことに合意した。

この協議議事録は下記の二者の署名により確認されるものとする。

1995年10月27日

日本国
国際協力事業団
予備調査団
団長

五十嵐 禎三

五十嵐 禎三

中華人民共和国
国家計画委員会
国土企画・地区経済司
副司長

潘文燦

潘 文 燦

協議議事録 (中国語)

中华人民共和国
吉林省区域综合开发计划调查
预备调查会谈纪要

中华人民共和国国家计划委员会国土地区司
日本国国际协力事业团

中华人民共和国
吉林省区域综合开发计划调查
预备调查会谈纪要

应中华人民共和国国家计划委员会的邀请，为了进行有关实施吉林省地域综合开发计划调查的会谈及现场调查，国际协力事业团派遣了预备调查团。

预备调查团和中国国家计委及有关部门进行了会谈，并进行了现场考察。中日双方对于本调查重要性、复杂性的认识之下，为了成功地完成本调查，进行了一系列诚挚友好的会谈及现场调查之后，明确如下事项。

1. 关于调查目标

中方和日方协商以2010年为目标吉林省地域综合开发计划的调查，制定总体规划；在该总体规划项目一览表中，以优先度或紧迫度高的评价项目，作项目概要表。

另外，关于得到优先度或紧迫度高的评价项目当中的一部分，中方希望进行预可行性研究。对此，日方回答：在日本加以研究之后，于派遣事先调查团时和中方协商。

2. 关于调查范围和规划内容

调查对象范围为吉林省的从长春市到珲春市的带状区域；重点规划内容为：（1）制定经济发展总体战略；（2）工业开发计划；（3）经济开发区及重点地区规划；（4）交通运输体系规划及货物流通预测；（5）环境保护对策及实施建议；（6）培育人才及培训经营管理人才计划。

3. 关于调查期限

调查期限约为十八个月左右。关于这个问题，中方提出在1997年末以前完成调查的强烈希望。

4. 关于报告书和有关会议

在调查期间，由日方向中方所提交的主要报告书为三种，即：中间报告书（IT/R），最终报告书（草案）（DF/R），最终报告书（F/R），报告书用日文写出。

T. J. P.W.C.

在调查期间的适当时候，中日双方联合召开有关人员参加的调查成果论证推荐会。

5、关于现场调查所用器材

为了调查工作的需要和方便，中方希望日方应按中方申请书所列的器材给以解决。

日方认为关于有无可能提供器材及所提供器材的品种，在日本加以研究后，于派遣事前调查团时和中方协商。

6、关于项目费用

中方要求：在日方资金确定后，中方可考虑按一定比例配套资金。请日方回日本研究后确定。

7、关于成立项目协调委员会和工作办公室

为顺利实施调查中日双方同意设立由双方代表组成的项目协调委员会和工作办公室，

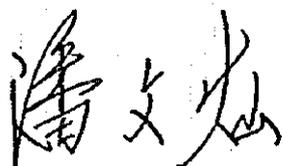
8、中日双方同意对尚未达成协议的问题，于派遣调查团时继续进行协商。

本会谈纪要经双方签字确认。

中华人民共和国
国家计划委员会
国土规划和地区经济司

副司长

潘文灿



日本国
国际协力事业团
预备调查团

团长

五十嵐 稔三
五十嵐 稔三

一九九五年十月二十七日

4. 主要面談者リスト

(1) 国家科学技術委員会

姜小平 国際合作司 日本処

(2) 国家計画委員会

潘文焯 国土規画・地区経済司 副司長

鄧勇 国土規画・地区経済司 副処長

宋原生 国土地区司 副司長

劉虹 国土地区司 区域一処 副処長

(3) 吉林省政府

桑逢文 副省長

劉潤璞 計画委員会 副主任

任重 計画委員会 国土整治開發処 処長

張曉平 計画委員会 国土整治開發処 副処長

張全勝 計画委員会 国土整治開發処 工程師

楊正学 環境保護局 副局長

馬 計画委員会 開發管理辦公室 主任

郭 計画委員会 交通処

彭永林 計画委員会 農村經濟計画処 副処長

(4) 吉林市政府

季玉臣 計画委員会 国土整治開發処 処長

姜吉欣 旅遊局 副局長

佟福恒 計画委員会 副主任

季玉徑 計画委員会 国土整治開發処 処長

喬文富 林野局 副局長

季春福 城市規画設計院 室主任

邱鵬 環境保護局 綜合計画科 副科長、工程師

余基沫 地質矿产局 科長

前鵬甫 水利局 高級工程師

(5) 延邊朝鮮族自治州政府

| | |
|-----|--------------------|
| 奚國權 | 計画委員會 副主任 |
| 孫興彪 | 圖們江地區開發辦公室 副主任 |
| 鄭成吉 | 對外貿易經濟合作局 副局長 |
| 楊巍 | 國土辦公室 主任 |
| 張泰樹 | 國土辦公室 副主任 |
| 朴哲沫 | 延邊水門水質資源勘測局 |
| 王義哲 | 延邊州環境保全局 |
| 朴承國 | 延邊州氣象局 |
| 錢秉順 | 延邊州計画委員會 |
| 崔哲雲 | 延邊州交通局綜合計画科 |
| 魏成錄 | 長白山國家級自然保護區旅遊局 副局長 |
| 陳鐵林 | 延邊林業管理局對外經貿處 處長 |
| 蘇芒 | 延邊林業管理局對外經貿處 |
| 池東先 | 延邊州地質 產局 高級工程師·顧問 |

(6) 延吉市政府

| | |
|-----|-----------|
| 季中朝 | 常務副市長 |
| 池基哲 | 計画委員會 主任 |
| 劉錫全 | 計画委員會 副主任 |
| 金宇 | 計画委員會 科長 |
| 梁仁奎 | 計画委員會 科員 |

(7) 琿春市政府

| | |
|-----|-------------------|
| 季柱弘 | 副市長 |
| 高文祥 | 副市長 |
| 盛鴻麟 | 計画經濟貿易委員會 副主任 |
| 金鉄 | 圖們江開發辦公室 主任 |
| 蔡玉生 | 計画經濟委員會 總工程師 |
| 孟繁昌 | 琿春邊境經濟合作區管委員會 副主任 |

(8) 敦化市政府

| | |
|-----|-------------|
| 徐智 | 副市長 |
| 張惠范 | 計画經濟委員會 副主任 |

(9) 日本大使館

貞岡義幸 参事官

石原康弘 書記官

(10) UNDP及びUNIDO事務所

Michael Underdown 国連開発計画 岡們江開発区域開発項目 主任

久保田典子 国連工業發展組織 専門家助理

(11) JICA事務所

熊岸健治 所長

藤田廣己 副所長

松本丞史 所員

5. 収集資料リスト

I 一般

1. 中国統計年鑑 (1995) 810 ページ
2. 中国城市統計年鑑 1993 - 1994
3. 吉林統計年鑑 1995
4. 中華人民共和国地図 (1/6,000,000)
5. Map of the People's Republic of China
6. 中華人民共和国地形図 (1/4,500,000)
7. 中華人民共和国行政区画図 (1/4,500,000)
8. 吉林省地図 (1/800,000)
9. 吉林市航空遥感城区図 (1/25,000)
10. 延辺旅游交通図
11. 延吉簡介 —延吉市—
12. 延吉旅游交通図 1995
13. 琿春市地図 (1/200,000)
14. 琿春市市政区図 (1/350,000)
15. 地理 —人民教育出版社—
16. 生物、教師教学用書 —人民教育出版社—

II 地域開発

17. 長春经济技术開發区、開發区新聞中心
18. 長春高新技术産業開發区投資指南
19. 長春经济技术開發区投資指南
20. 延辺首府—延吉新貌 (ガイドブック)
21. 赴延辺走向世界 WALK TO THE WORLD
22. 羅津・先鋒特区投資指南 1993
23. 建設中の全国模範自治州 —延辺—
24. 中国延辺開發区簡介
25. 延辺投資指南 1995.10
26. 延吉経済開發区投資指南 —開發区管理委員会—
27. 中国・図們江地区对外经济技术合作项目：目錄 —自治州人民政府—
28. 中国・図們江地区对外经济技术合作项目 —延吉市人民政府—

29. 延边林業開發局对外經濟技術合作項目簡介
30. 投資貿易指南 —延吉林延边林業管理局—
31. 琿春：中国边境開放城市 —吉林省人民政府—
32. 中国·圖們江地区对外經濟技術合作項目簡介 —自治州人民政府—
33. 琿春：東北亜明珠 —琿春市人民政府—
34. 琿春边境經濟合作区 1995.10 —合作区管委會—
35. 琿春边境經濟合作区投資環境說明 1995.10.10 —合作区等管委會主任—
36. 中国琿春投資指南 —季秉勝 主編—
37. Northeast Asia' s Tumen River Economic Development Area 1994

| Report Title | TRADP Sub - group |
|---|--------------------|
| A. A Regional Development Strategy for the Tumen River Area and North East Asia | RDS |
| B. T R E D A Introductory Investment Profile | Investment |
| C. Conceptual Infrastructure Master Plan | Infrastructure |
| D. Masterplan for Telecommunications Development in T R E D A | Telecommunications |
| E. Promotion of Industry in the Tumen River Economic Development Area (T R E D A) : Industry Sector Development Opportunities and Constraints | Trade and Industry |
| F. Project Development and Environmental Strategy for the Forest Sector | Trade and Industry |
| G. Preliminary Environment Study | Environment |
| H. Water Resources Definitional Tasks | Infrastructure |
| I. TRADP Tourism Study | Tourism |

38. Tunen River Area (Map) (1/250,000)
39. Gateway to Northeast Asia
A New Investment and Trade Frontier —TRADP—
40. Tunen River Area Development Programme —Dr. Michael Underdorn—

Ⅲ 運輸交通

41. 中国交通全図
42. 中国鉄路交通地図集
43. 中国分省公路交通地図集
44. 中国交通營運里程図
45. 琿春市公路交通図 (1/350,000)

Ⅳ 工業

46. 延辺企業概覧 1995 1563ページ
47. 長春客車廠
49. 吉林造紙廠

Ⅴ 国家計画

50. Priority Programme for China's Agenda 21: First Tranche

—国家計画委員会、国家科学技術委員会 北京、1994—

51. China's Agenda 21: 21世紀の中国の人口、環境及び開発
に関する白書 北京、1994

52. Proceeding of The High Levelled Round Table Conference on
China's Agenda 21

—Science Press 北京、1995—

VI 地下資源

- 5 3. 中国内生金属成矿图 1987 (1/4,000,000)
5 4. 中国内生金属成矿图說明書

VI 環境

- 5 5. 全国環境監測機構名錄与簡介 中国環境科学出版社
5 6. 城市環境規画規範及方法指南 中国環境科学出版社
5 7. 工業企業環境保護手冊 中国環境科学出版社
5 8. 实用環境保護数据大全 湖北人民出版社

VII 經濟

- 5 9. 中国發展報告 中国統計出版社
6 0. 中華人民共和国 国家經濟地圖集 1993
6 1. 当代中国的吉林 (上·下)
6 2. 延迎: 面的未来的扶挾 (上·下)

6. 関連資料

吉林省の主要経済指標
(1993年)

| 項 目 | 単 位 | 金 額 | 前年増 |
|--------------|-----|---------|-------|
| (1) 国内総生産額 | 億元 | 670.5 | 14.3% |
| (2) 農業生産総額 | 億元 | 224.4 | 5.5% |
| (3) 工業生産総額 | 億元 | 810.0 | 18.0% |
| (4) 固定資産投資 | 億元 | 232.1 | 53.6% |
| うち基本建設投資 | 億元 | 104.5 | 68.3% |
| うち更新改造投資 | 億元 | 49.3 | 45.0% |
| (5) 商品小売総額 | 億元 | 357.5 | 19.9% |
| (6) 地方財政収入 | 億元 | 79.8 | 20.0% |
| (7) 地方財政支出 | 億元 | n. s. | n. s. |
| (8) 輸出入総額 | 億ドル | 26.17 | 36.1% |
| うち輸出 | 億ドル | 16.17 | 23.7% |
| うち輸入 | 億ドル | 10.0 | 62.3% |
| うち国境貿易 | 億ドル | 6.9 | n. s. |
| (9) 外資 契約ベース | 億ドル | 7.7 | 40.0% |
| 導入 実績ベース | 億ドル | 6.5 | 約2倍 |
| (10) 人口(年末) | 万人 | 2,554.5 | 23万人 |

出所：吉林省「93年国民経済及び社会発展の統計公報」

(日中東北開発協会資料)

表 中国の主要国民経済指標

(価格表示は当年価格、増加率は対前年実質%、ただし*印は名目、△はマイナス)

| 項目 | 単位 | 1987 | 対前年 増加率 | 1990 | 対前年 増加率 | 1994 | 対前年 増加率 |
|------------------------|----------|------------------|------------|------------------|------------|---------|------------|
| 1. 人口 | | | | | | | |
| 年末総人口 | 万人 | 109,300 | 1.7 | 114,333 | 1.4 | 119,850 | 1.1 |
| 2. 年末社会労働者 (職員労働者数) | 万人 万人 | 52,783 13,214 | 2.9 3.2 | 56,740 14,059 | 2.6 2.3 | 15,100 | 1.1 |
| 3. GDP | 億元 | 11,307 | 11.1 | 17,681 | 3.9 | 43,800 | 11.8 |
| 第1次産業 | 億元 | 3,204 | 4.7 | 5,017 | 7.3 | 8,231 | 3.5 |
| 第2次産業 | 億元 | 5,252 | 13.7 | 7,717 | 3.2 | 21,259 | 17.4 |
| うち工業 | 億元 | 4,586 | 13.2 | 6,858 | 3.4 | 18,359 | 18.0 |
| 第3次産業 | 億元 | 2,851 | 12.9 | 4,947 | 2.1 | 14,310 | 8.7 |
| 4. 農業生産 | | | | | | | |
| 主要農産物 | | | | | | | |
| 食糧 | 万ト | 40,298 | 3.4 | 44,624 | 9.5 | 44,450 | △2.5 |
| 綿花 | 万ト | 424.5 | 19.9 | 450.8 | 19.0 | 425 | 13.6 |
| 油料作物 | 万ト | 1,527.8 | 3.7 | 1,613.2 | 24.6 | 1,984 | 10.0 |
| サトウキビ | 万ト | 4,736.3 | △5.7 | 5,762.0 | 18.1 | 6,086 | △5.2 |
| 甜菜 | 万ト | 814.0 | △2.0 | 1,452.5 | 57.1 | 1,253 | 4.0 |
| 茶 | 万ト | 50.8 | 10.2 | 54.0 | 0.9 | 58 | △2.9 |
| 果物 | 万ト | 1,667.9 | 23.8 | 1,874.4 | 2.3 | 3,478 | 15.5 |
| 豚・牛・羊肉 | 万ト | 1,986.0 | 3.6 | 2,513.5 | 8.1 | 3,670 | 13.8 |
| 水産物 | 万ト | 955 | 15.9 | 1,237 | 7.4 | 2,098 | 15.1 |
| 5. 工業生産 | | | | | | | |
| 主要工業生産品 | | | | | | | |
| 布地 | 億m | 173.00 | 5.0 | 188.80 | △0.2 | 200 | △1.5 |
| 化学繊維 | 万ト | 117.50 | 15.5 | 165.42 | 11.7 | 269 | 13.3 |
| 紙・板紙 | 万ト | 1,141 | 14.2 | 1,372 | 2.9 | 2,000 | 4.5 |
| 砂糖 | 万ト | 508 | △3.6 | 582 | 16.2 | 581.9 | △24.6 |
| 合成洗剤 | 万ト | 119.20 | 1.4 | 151.40 | 3.3 | 196.4 | 4.3 |
| 自転車 | 万台 | 4,116.7 | 15.4 | 3,141.6 | △14.6 | | |
| ミシン | 万台 | 970.0 | △2.0 | 761.0 | △20.4 | | |
| 腕時計 | 万個 | 6,142.4 | △16.1 | 8,352.6 | 14.8 | | |
| 電気冷蔵庫 | 万台 | 401.34 | 78.4 | 463.1 | △31.0 | 764.5 | 28.1 |
| テレビ注) 1 | 万台 | 1,934.37 | 32.5 | 2,684.70 | △3.0 | 1,689.5 | 17.7 |
| 洗濯機 | 万台 | 990.2 | 10.8 | 662.68 | △19.7 | 1,096.4 | 22.4 |
| テープレコーダー | 万台 | 1,978.0 | 12.6 | 3,023.5 | 28.7 | | |
| カメラ | 万台 | 256.70 | 26.7 | 213.22 | △13.0 | | |

注) 1 1994年のテレビはカラーテレビのみ

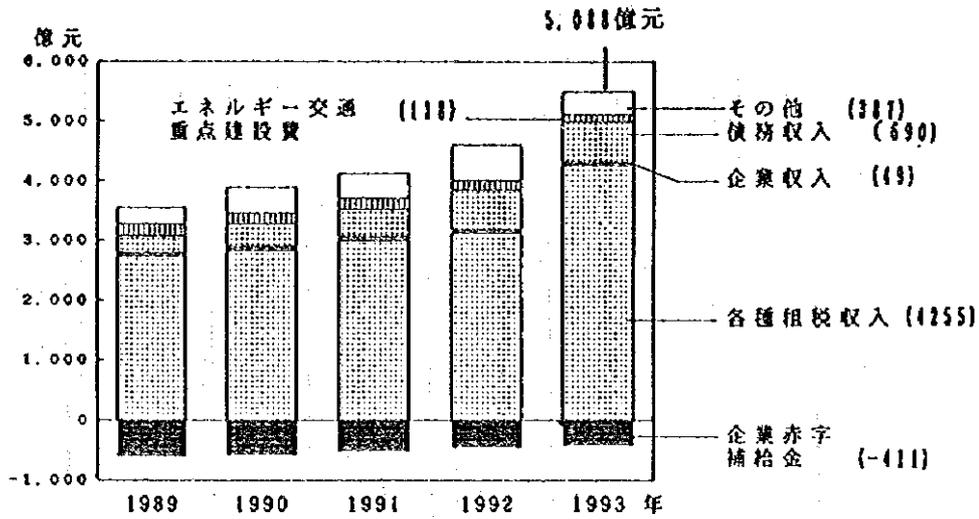
| 項目 | 単位 | 1987 | 対前年 増加率 | 1990 | 対前年 増加率 | 1994 | 対前年 増加率 |
|-------------------------|-----------------|----------|------------|----------|------------|---------|------------|
| 原炭 | 億トン | 9.28 | 3.0 | 10.80 | 2.5 | 12.1 | 5.3 |
| 原油 | 万吨 | 13.414 | 2.6 | 13.831 | 0.5 | 14.600 | 1.0 |
| 天然ガス | 億m ³ | 138.9 | 0.9 | 152.98 | 1.7 | | |
| 発電力 | 億kWh | 4.973 | 10.6 | 6.212 | 6.2 | 9.200 | 9.6 |
| うち水力発電 | 億kWh | 1.000 | 5.8 | 1.267 | 7.1 | | |
| 化学肥料 注) 2 | 万吨 | 1,672.2 | 23.0 | 1,879.7 | 4.3 | 2,276 | 16.3 |
| 粗鋼 | 万吨 | 5,628 | 7.8 | 6,635 | 7.7 | 9,153 | 2.2 |
| 鋼材 | 万吨 | 4,386 | 8.1 | 5,153 | 6.1 | 8,004 | 3.7 |
| セメント | 万吨 | 18,625 | 12.2 | 20,971 | △0.3 | 40,500 | 10.1 |
| 工作機械 | 万台 | 17.22 | 5.2 | 13.45 | △24.7 | 19.2 | 26.8 |
| 自動車 | 万台 | 47.18 | 27.6 | 51.40 | △11.9 | 140.2 | 8.0 |
| 6. エネルギー | | | | | | | |
| エネルギー生産総量 | 万吨 標準炭 | 91,266 | 3.6 | 103,922 | 2.3 | 112,000 | 4.7 |
| エネルギー消費総量 | 万吨 標準炭 | 86,632 | 7.2 | 98,703 | 1.8 | | |
| 7. 運輸・郵便・通信 | | | | | | | |
| ①貨物輸送量 | 億トンキロ | 22,228 | 10.3 | 26,207 | 2.4 | 33,275 | 9.1 |
| 鉄道 | 億トンキロ | 9,471 | 8.1 | 10,622 | 2.2 | 12,462 | 4.4 |
| 道路 | 億トンキロ | 2,660 | 25.6 | 3,358 | △0.5 | 4,481 | 10.1 |
| 水路 | 億トンキロ | 9,465 | 9.4 | 11,592 | 3.6 | 15,704 | 13.9 |
| 空路 | 億トンキロ | 6.50 | 35.1 | 8.20 | 17.3 | 19.5 | 17.4 |
| ②旅客輸送量 | 億人キロ | 5,411 | 10.5 | 5,628 | △7.4 | 8,492 | 8.1 |
| 鉄道 | 億人キロ | 2,843 | 9.9 | 2,613 | △13.9 | 3,637 | 4.4 |
| 道路 | 億人キロ | 2,190 | 10.5 | 2,620 | △1.6 | 4,147 | 12.0 |
| 水路 | 億人キロ | 196 | 7.7 | 165 | △12.5 | 175 | △10.8 |
| 空路 | 億人キロ | 182 | 24.7 | 230 | 23.0 | 533 | 11.6 |
| ③郵便・通信業務総量 (80年不変価格) | 億元 | 38.84 | 18.2 | 81.65 | 26.0 | 693 | 50.2 |
| 8. 全社会固定資産投資 | * 億元 | 3,640.86 | 20.6 | 4,449.29 | 7.5 | 15,926 | 27.8 |
| ①国有経済単位 | 億元 | 2,297.99 | 16.1 | 2,918.64 | 15.1 | 11,354 | 34.2 |
| うち基本建設投資 | 億元 | 1,343.10 | 14.2 | 1,703.81 | 9.8 | 6,287 | 35.3 |
| ②集団経済単位 | 億元 | 547.01 | 39.6 | 529.48 | 4.6 | 2,758 | 23.6 |
| ③個人 | 億元 | 795.86 | 22.6 | 1,001.17 | 3.0 | 1,814 | 22.9 |
| 9. 国内商業 社会商品小売総額 | * 億元 | 5,820.0 | 17.6 | 8,300.1 | 2.5 | 16,053 | 31.2 |

注) 2 折純(純度量)

| 項目 | 単位 | 1987 | 対前年 増加率 | 1990 | 対前年 増加率 | 1994 | 対前年 増加率 |
|-------------------|------|----------|------------|----------|------------|---------|------------|
| 10. 対外貿易 | | | | | | | |
| 輸出入総額 | 億ドル | 826.5 | 11.9 | 1,154.4 | 3.4 | 2,367 | 20.9 |
| 輸出額 | 億ドル | 394.4 | 27.4 | 620.9 | 18.2 | 1,210 | 31.9 |
| 輸入額 | 億ドル | 432.2 | 0.7 | 533.5 | △9.8 | 1,157 | 11.2 |
| 貿易収支 | 億ドル | △37.8 | | 87.4 | | 53 | |
| 外貨準備高(年末) | 億ドル | 29.23 | | 110.93 | | 516 | |
| 注) 3 | | | | | | | |
| 11. 対外観光 | | | | | | | |
| 外国観光客数 | 万人 | 2,690.23 | 17.9 | 2,746.18 | 12.1 | 4,368 | 5.2 |
| 対外観光収入 | 億ドル | 18.62 | 21.6 | 22.18 | 19.2 | 73.23 | 56.4 |
| 12. 財政 | | | | | | | |
| 国家財政収入 | 億元 | 2,368.9 | 4.8 | 3,312.6 | 13.5 | 5,181.8 | 1.8 |
| 国家財政支出 | 億元 | 2,448.5 | 5.0 | 3,452.2 | 14.5 | 5,819.8 | 10.0 |
| 国家財政収支 | 億元 | △79.6 | | △139.6 | | △638.0 | |
| 13. 流通貨幣 | * 億元 | 1,454.48 | 19.4 | 2,644.37 | 12.8 | 7,289 | 24.3 |
| 14. 物価指数1978年=100 | | | | | | | |
| 全国小売物価総指数 | | 145.7 | 7.3 | 207.6 | 2.1 | | 21.7 |
| 住民消費価格総指数 | | 114.3 | 7.3 | 165.2 | 3.1 | | 24.1 |
| 都市住民消費価格総指数 | | 156.3 | 8.8 | 222.2 | 1.3 | | 25.0 |
| 農村住民消費価格総指数 | | 112.7 | 6.2 | 165.1 | 4.5 | | 23.4 |
| 15. 職員労働者賃金 | | | | | | | |
| 職員労働者賃金総額 | * 億元 | 1,881 | 13.3 | 2,951.1 | 12.7 | 6,650 | 35.3 |
| 職員労働者平均賃金 | * 元 | 1,459 | 9.8 | 2,140 | 10.6 | 4,510 | 33.8 |
| 16. 所得 | | | | | | | |
| 農村家庭一人当り純収入 | 元 | 462.6 | 3.9 | 601.5 | 5.2 | 1,220 | 5.0 |
| 都市家庭一人当り生活費 | 元 | 916 | 1.7 | 1,387.3 | 8.9 | 3,179 | 8.8 |
| 17. 教育文化 | | | | | | | |
| 普通高等学校数 | 校 | 1,063 | 0.9 | 1,075 | 0 | | |
| 普通高等学校在学数 | 万人 | 195.9 | 4.2 | 206.3 | △0.9 | 279.9 | 10.4 |
| 中等専門学校在学数 | 万人 | 187.4 | 6.7 | 224.4 | 3.1 | | |
| 普通中等学校在学数 | 万人 | 4,948.1 | 1.2 | 4,586.0 | 0.7 | 4,317 | △9.8 |
| 小学校在学数 | 万人 | 12,836 | △2.6 | 12,241 | △1.1 | 13,000 | △4.7 |
| 18. 衛生 | | | | | | | |
| 医療専門技術者 | 万人 | 360.9 | 2.9 | 389.8 | 2.3 | 419.9 | 2.0 |
| うち医者 | 万人 | 148.0 | 2.6 | 176.3 | 2.6 | 188.2 | 2.8 |

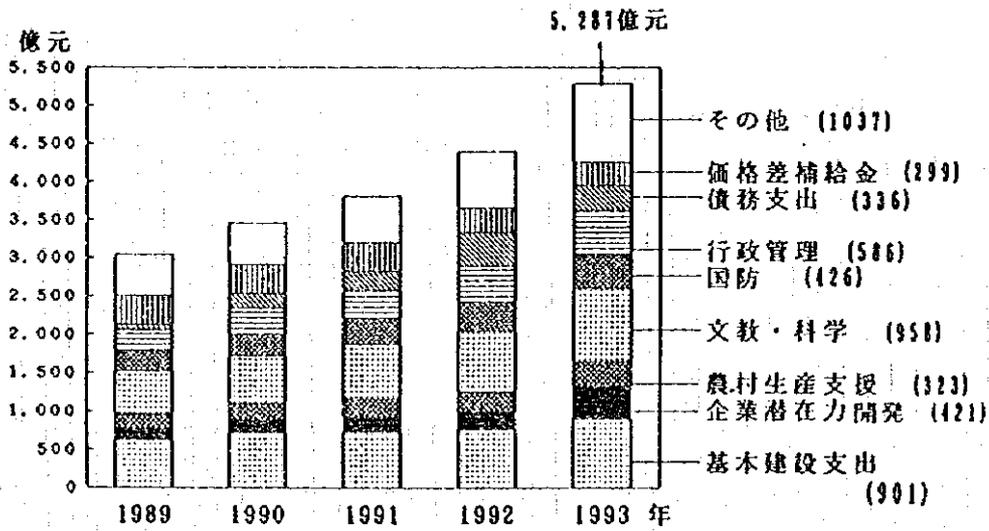
注) 3 外貨準備高は国家保有分のみ

資料: 中国情報ハンドブック 1995



(中国情報ハンドブック)

図 中国の歳入の構成

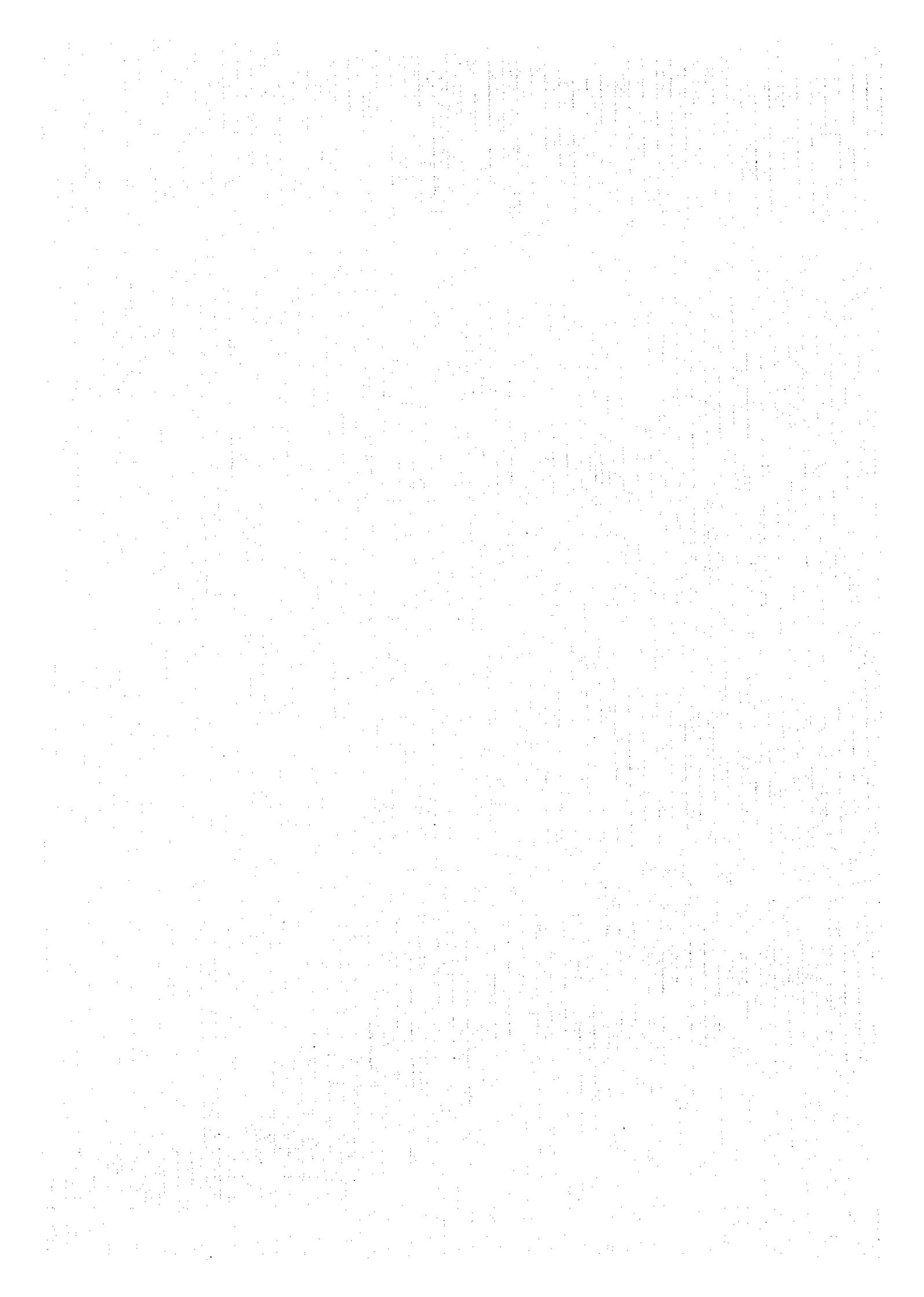


(中国情報ハンドブック)

図 中国の歳出の構成

第 2 部

実施細則協議調査結果



第5章 実施細則協議調査結果の概要

5-1 調査の背景・経緯

1. 中国政府は、中国における深刻な問題の一つである貧困問題の解消のため地域間格差の是正を重点分野の一つに位置づけており、平成7年5月に実施された日本側との年次協議においても、協力の地域的な優先度を、これまでの北京を含む沿海部から内陸部へ移すことに合意している。
2. かかる政策に基づき、中国国家計画委員会は、大きなポテンシャルがありながら特に開発が遅れている東北地域の、環境と調和のとれた発展を実現すべく、現在「東北地域経済開発計画」を作成中であるが、この中で、同委員会は吉林省の資源開発を東北地域の対外開放の促進と経済発展のための最優先事項と位置付け、多数の水資源・運輸交通等の経済社会基盤整備プロジェクトを同省で実施することを計画している。
3. こうした状況のもと、中国政府は吉林省の地理的優位性、豊富な自然資源、人的資源、特色ある産業分布等を活かした総合的な開発計画の策定及び重点プロジェクトのF/S実施に関し、高度経済成長期の日本の国土総合開発の経験を参考にすべく、我が国政府に対し協力を要請してきた。

5-2 調査目的

中国政府より要請のあった、東北地域の中心部である吉林省を対象とした地域総合開発計画策定に係るマスタープラン調査に関し、95年10月に派遣した予備調査団の結果を受けて中国側関係機関との協議を行い、本格調査実施に係る調査目的、対象地域・分野、期待する成果、調査範囲・項目等に関する合意を得た上で、実施細則の署名を行い、右協議結果の議事録を作成することを目的とする。

5-3 調査団構成

1. 総括／団長 岩切 敏 (JICA基礎調査部基礎調査第2課課長代理)
2. 調査企画 伊藤 滋 (JICA基礎調査部基礎調査第2課職員)
3. 通訳 花崗 遜 (JICE研修監理部研修監理員)

5-4 調査行程

- 3月24日(日) 成田発北京着
- 25日(月) 午前：中国事務所との打ち合せ
午後：国家計画委員会との予備協議
- 26日(火) 国家計画委員会との協議
- 27日(水) 北京発長春着
午後：吉林省政府表敬
- 28日(木) 長春市内及び德恵市中・タイ合弁企業視察等
長春発北京着
- 29日(金) 国家計画委員会との協議
- 30日(土) 実施細則及び協議議事録作成
- 31日(日) 実施細則及び協議議事録作成
- 4月 1日(月) 国家計画委員会との協議
実施細則及び協議議事録署名
- 2日(火) 午前：大使館、事務所への報告
午後：北京発成田着

5-5 実施細則協議参加者

(日本側) JICA中国事務所熊岸所長、松本所員、万紅現地補助員、調査団

(中国側) 国家計画委員会国土地区司潘副司長、劉副処長

吉林省計画委員会計画委員会賈副主任、任処長、米徳長(通訳)

5-6 実施細則協議結果の概要

調査団は上記日程のとおり、8日間にわたり中国国家計画委員会及び吉林省計画委員会との間で、実施細則(S/W)に係る協議を行った。調査団は別添1の対処方針

に基づき、実施細則・協議議事録署名に向けて中国側との交渉を重ねた結果、協議予定最終日まで以下の諸点についての見解の相違が見られたものの、最終的に別添の実施細則及び協議議事録のとおりの合意を見た。

これらは、基本的に事前調査団派遣時に関係者による承認を得た対処方針のラインに基づくもので、中国側との間で署名することが可能と判断されたため、4月1日夜、実施細則については、日本側が調査団長及び熊岸JICA中国事務所長、中国側が国家計画委員会国土地区司潘副司長及び吉林省計画委員会計画委員会賈副主任による署名を行うに至った。協議議事録については、日中双方の代表者のみが署名することとした。

(本件調査の実施機関は実質的には本格調査時からは吉林省計画委員会となることから、実施細則署名時に同委員会を巻き込んでおくべきとのJICA事務所の判断もあり、当方より賈副主任の連署を希望した。なお、右副主任は、本格調査時の吉林省計画委員会側の責任者に内定済み。)

1. 調査期間におけるローカルコンサルタントの活用について

中国側は当初、中国側の設定したサブテーマに関し、ローカル・コンサルタントによる独自の調査実施及び右経費の負担を日本側に求めていた。

これに対し、調査団としてはローカル・コンサルタントを活用し、その知見を調査内容に活かしていく(補完・強化)ことは有意義である一方、あくまでも本格調査団と契約を締結する必要がある(JICA側の契約承認及び成果品の提出等が必要)ことから、調査内容が確定しておらず、かつ、契約の当事者となる日本側のコンサルタントも決定していない、更には、右に係る予算措置すらなされていない現時点では確約はできないので、基本的方向性を確認するに留めたい旨説明し、最終的な了解を得た。

2. 報告書の作成言語について

当初中国側は報告書全文を中国語に翻訳するよう日本側に求めていた。

これに対し調査団は、対処方針にあるように中国語訳のチェック体制が整わないこと、また、翻訳に係る膨大な経費等を理由に先方の理解を求めたが、中国側は中国国内での翻訳であれば比較的安価に出来ること等を理由に中国語訳の作成に固執したため、最終的には最終報告書(案)の要約版を参考訳としてコンサルタントに作成させるための経費を確保することを協議議事録に記載することで合意した。

ただし、中国側から要約版のイメージが湧かないため、一部として欲しい旨要望があったため、最大でも200～300ページ程度のものであることを強調した上で右希望に応じた。

3. 研修員の受入について

中国側は研修員の受入について、今次調査における人材育成という観点を強調し、技術移転をはかること、また、より実際的な理由であるC/Pのリクルート等の理由から、当初30人程度の受入を希望していた。

これに対し調査団は開発調査におけるC/P受入の仕組みを説明しつつ、初年度は取り敢えず2名を受け入れる用意があること（ただし正式には外務省から大使館を通じ科学技術委員会に通報があると思われるも、現時点ではJICAにおける内定段階）、また、2年目も引続き可能な限りのC/Pを受け入れられるよう関係部に働きかける旨伝え、右につき協議議事録に明文化することで最終的に先方の理解を得た。

4. 調査経費の分担について

調査に係る経費の分担について中国側は、吉林省の財政状況等を理由にS/W上の中国側負担の部分の項目の削除を強く求めてきた。

これに対し調査団は、我が国の技術協力のスキーム上、S/W上の文言は変えられないが、本格調査団派遣時には現地調査費の枠内である程度運用が可能なこと等を説明したところ、中国側は語句の軽微な変更を除き、基本的に従来例のS/Wの例に従うことで同意した。

5. セミナーの開催場所について

セミナーの開催については、日本側としても開催そのものは調査結果の普及という観点からも積極的に実施したい旨伝え、中国側も右に対し同意した。

しかしながら中国側は吉林省における日本企業の投資の促進を図りたいとの意向から、日本でのセミナー開催を強く求めた。

これに対し調査団は、開発調査のスキーム上、日本開催が困難であることを説明の上、北京、長春、延吉等の複数の都市で開催することが予算的に可能なこと、また、現地（北京等）駐在の日本企業等の参加を促すことが調査結果の普及、ひいては企業の投資促進に効果的であること等を伝え、中国側の理解を求めたところ、最終的に日本でのセミナ

一開催にこだわらないとの合意を得るに至った。

6. 調査終了後の機材の供与について

上記項目の中で最後までもめたのが機材供与の問題である。中国側は4月1日より免税の際の手続きが変更され、機材持ち込みの際の免税許可を得るためには文章の中に、日本側が車輛等の機材を中国側に対し無償で提供する旨挿入しなければならなくなると主張し、特に、吉林省の任勉長は最後まで調査終了後の無償供与の明文化にこだわった。

これに関して日本側は、調査の仕組上、現段階で係る文言を文章にすることは不可能であり、もし、免税措置が出来ないというのであれば現地で借上げる方法を取らざるを得ない旨説明しつつ、一方で、例え明文化しなくともこれまでの開発調査の例では調査終了時に改めて中国側が日本側に要請することにより、殆どの場合機材は供与されている旨伝えた。

これを受けて、最終的に国家計画委員会の潘副司長が日本側の言い分に理解を示し、吉林省を抑える形で、実施細則あるいは協議議事録の中に無償供与を明文化しないことで合意した。

附屬資料一 實施細則協議一

1. 実施細則（日本語）

中華人民共和國吉林省（長春～琿春）

地域総合開発計画調査

実施細則

日本国際協力事業団

中華人民共和國國家計划委員會國土地區司

この実施細則は、下記の二機関により合意されるものである。

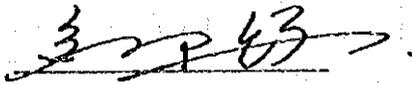
日本国国際協力事業団

中華人民共和国国家計画委員会国土地区司

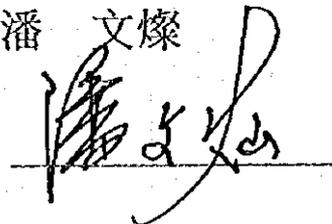
この実施細則は、下記の者の署名により確認されるものとする。

1996年4月1日

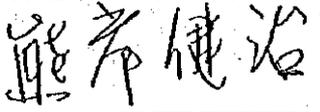
日本国
国際協力事業団
事前調査団長
岩切 敏



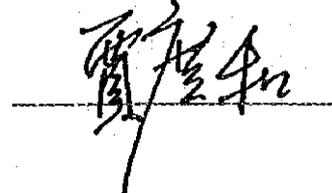
中華人民共和国
国家計画委員会国土地区司
副司長
潘 文燦



日本国
国際協力事業団
中国事務所長
熊岸 健治



中華人民共和国
吉林省人民政府計画委員会
副主任
賈 廣和



日本国政府は、中華人民共和国政府の提案に基づき、吉林省（長春～琿春）地域総合開発計画調査の実施を決定し、1996年4月1日、吉林省（長春～琿春）地域総合開発計画調査の実施に関する口上書を中華人民共和国政府と交換した。

日本国政府による技術協力の実施機関である国際協力事業団は、日本国において施行されている法律及び規則に従い本調査を実施する。

国家計画委員会国土地区司は、中華人民共和国の本調査に関する責任機関として、中華人民共和国において施行されている法律及び規則に従い本調査を実施する。

吉林省人民政府計画委員会は国際協力事業団が派遣する調査団と協力して本調査の円滑な実施をはかる。

1996年4月1日、日本国政府が中華人民共和国政府に発した口上書及び中華人民共和国政府の口上書による回答に基づき、日本国国際協力事業団と中華人民共和国国家計画委員会国土地区司は、協力の内容、範囲及び調査日程並びに協力を進めるに当たって両国政府がとるべき措置等の詳細について、本実施細則を定めた。

1. 協力の範囲及び内容

- (1) 調査対象地域は、吉林省の長春市から延吉市、琿春市に至る帯状地域とする。
- (2) 日本側は、目標年次を2010年とした吉林省（長春～琿春）地域総合開発計画に係る調査を行い、マスタープランを策定するとともに、同マスタープランにおいて優先度あるいは緊急度が高いと認められたプロジェクトの概要書の作成を行う。
- (3) 日本側は、本調査の期間中、調査に参画する中国側専門家に対し現地調査業務を通じ技術移転を行う。

2. 調査の内容

〈フェーズI〉

(1) 現況調査

調査項目：自然条件（自然環境を含む）、経済・社会条件（社会環境を含む）、土地利用、セクター別開発状況、開発政策・計画、個別プロジェクト、関連政策、等

(2) 開発に係るポテンシャル、制約要因（環境調査を含む）

(a)土地利用、セクター別開発状況、自然・社会環境、関連政策等の観点からポテンシャル、制約要因を評価。

(b)開発主要課題を設定し、主要プロジェクトを作成。

(3) 開発フレームワーク及び開発シナリオの策定

(a)地域・国家経済圏における対象地域の役割の設定

(b)開発目標・目的とこれを達成するための戦略の設定

(c)代替案比較に基づく開発シナリオの設定

(4) 地域総合開発計画の策定

(a)開発プログラムの策定

対象分野：運輸・交通、工業、経済開発区・重点地区計画、地域開発（土地利用／都市計画、水資源開発、エネルギー）、環境、人材育成、貿易／投資

(b)プロジェクトリストの作成

(c)プロジェクト行動計画の作成

〈フェーズⅡ〉

(5) 優先・緊急プロジェクトの選定

(6) 選定されたプロジェクトに係る概要書の作成

(7) 選定されたプロジェクトに係る投資促進策、行財政制度の検討

(8) 選定されたプロジェクトに係る初期環境調査の実施

(9) 選定されたプロジェクトの効果に係る総合評価

(10) 提言

3. 調査期間及び工程は別表-1のとおり概ね18か月間とする。

4. 報告書

国際協力事業団は下記の報告書（日本語で作成）を国家計画委員会国土地区司に提出する。

(1) 着手報告書－インセプション・レポート（IC/R）

提出時期：現地調査開始時

部数：20部

(2) 進捗報告書－プロGRESS・レポート（PR/R）

提出時期：調査開始後約4カ月

部数：30部

(3) 中間報告書（案）－ドラフト・インテリム・レポート（DIT/R）

提出時期：調査開始後約7カ月

部数：30部

(4) 中間報告書－インテリム・レポート（IT/R）

提出時期：調査開始後約11カ月

部数：30部

(5) 最終報告書（案）－ドラフトファイナル・レポート（DF/R）

提出時期：調査開始後約16カ月

部数：50部

国家計画委員会国土地区司は本報告書受理後2カ月以内に意見を国際協力事業団に提出する。

(6) 最終報告書－ファイナル・レポート（F/R）

提出時期：中国側意見受理後2カ月以内

部数：80部

5. 調査実施体制（日本・中国双方の手配事項）

(1) 中国側が取るべき措置

現地調査を円滑に実施するために、中国側は中華人民共和国において施行されている法律及び規則に従い、以下の措置を取る。

a. 中国側専門家、事務職員及び作業員の提供及びそれに係る経費負担

- b. 現地調査を実施するにあたって、別表の「現地調査に関する業務分担」の中国側が分担する業務の実施及びそれに係る経費負担
- c. 現地調査に必要な作業所及び机、椅子等備品の提供及び宿舍の手配
- d. 現地調査のための必要な通訳の提供
- e. 現地調査のために必要な航空機、鉄道、車両及び船舶等の手配
- f. 現地調査のために必要な電話設備の提供及びそれに係る経費負担
- g. 現地調査に必要な諸許可の手続きの実施
- h. 調査のために必要な資料及び情報の提供
- i. 中国の関係部門による検査後、調査のために必要な資料の中国から日本への移送許可
- j. 現地調査期間中、調査団員に病気、怪我が発生した場合の病院の手配
- k. 日本から持ち込む資機材の中国国内輸送費の負担
- l. 日本から持ち込む資機材輸入及び再輸出に必要な手続き
- m. その他、軽微な資機材等一部経費の負担

(2) 日本側が取るべき措置

日本側は、調査に当たって以下の措置を取る。

- a. 日本側調査団員の技術費、渡航費、現地調査期間中の食費、旅費及び医療費等の経費負担
- b. 現地調査の実施にあたって、別表の「現地調査に関する業務分担」の日本側が分担する業務の実施及びそれに係る経費の負担
- c. 日本から持ち込む資機材の日本から中国の港までの往復輸送費の負担
- d. 4. の報告書の作成（中国語翻訳については協議議事録参照。）
- e. 機材の提供（機材については協議議事録参照。）

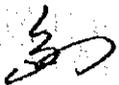
6. ローカル・コンサルタントの活用

中国側は本格調査の内容をさらに強化するために、ローカル・コンサルタントあるいは研究機関等への委託調査を行うよう強く希望した。これに対し日本側は、右調査の中で可能な限り積極的に活用したい旨回答した。

7. セミナーの開催

本件調査結果の普及及び中国側への技術移転・人材育成等の観点から、日中双方は、調査の適当な時期においてセミナーを開催することで合意した。

8. 本実施細則に定めていない事項については、本調査期間中両者協議して定めるものとする。



調査期間及び工程 (案)

| 月 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
|------|-----------|---|---|-----------|---|---|------------|---|----|----|-----------|----|----|----|----|-----------|----------|
| 現地調査 | ■ | ■ | ■ | | | ■ | ■ | | | | ■ | ■ | ■ | | | ■ | ■ |
| 国内作業 | □ | | | | □ | | | | | □ | | | | □ | □ | | □ |
| 報告書 | △ IC/R | | | ◇ PR/R | | | ◆ DIT/R | | | | ▲ IT/R | | | | | ○ DF/R | ○ F/R |

記：△着手報告書 (INCEPTION REPORT) ◇進捗報告書 (PROGRESS REPORT) ◆中間報告書 (案) (DRAFT INTERIM REPORT)
 ▲中間報告書 (INTERIM REPORT) ○最終報告書 (案) (DRAFT FINAL REPORT) ○最終報告書 (FINAL REPORT)

現地調査に関する業務分担

| 作業項目 | 国際協力事業団 | 国家計画委員会 |
|-------------------|---|--|
| 1. 既存調査のレビュー及び確認 | (1) 調査資料のレビュー及び確認 | (1) 既存調査資料の提供 |
| 1. 資料収集及び分析 | (1) 必要な資料の特定 (2) 資料の整理及び分析 | (1) 資料の収集及び提供 (2) 資料の整理及び分析作業に対する協力 (3) 資料の日本国内への持ち出しの許可またはその手続き |
| 2. 現状把握の為の調査 | (1) 現地踏査の実施 (2) 実態調査の計画立案及び実施 | (1) 現地踏査の実施協力 (2) 実態調査の実施協力 (調査員の提供を含む) |
| 3. 開発計画策定 | (1) 開発計画の作成 | (1) 開発計画作成に必要な、概算事業費の算出の為の設計基準及び基礎単価の提示 |
| 4. 初期環境調査及び環境影響評価 | (1) 環境調査等の実施協力及び技術的支援 | (1) 法律に基づく環境調査等の実施 (2) 関係機関との調整 |
| 5. その他 | (1) その他の「実施細則」に定められた調査事項の実施 (2) 上記1~4の作業に係る技術指導の実施 | (1) その他の「実施細則」に定められた調査の協力 |

实施細則 (中国語)

中华人民共和国
吉林省(长春至琿春)
地域综合开发计划调查
实施細則

中华人民共和国国家计划委员会国土地区司
日本国际协力事业团

本实施细则是经以下两个机关商定形成的。

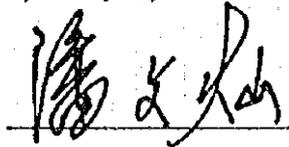
中华人民共和国国家计划委员会国土地区司

日本国际协力事业团

本实施细则，经以下签署确认为正式文本。

1996年4月1日

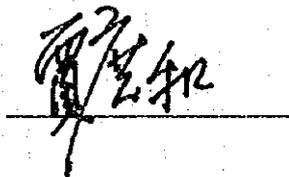
中华人民共和国
国家计划委员会国土地区司
副司长
潘文灿



日本国
国际协力事业团
事前调查团团长
岩切敏



中华人民共和国
吉林省人民政府计划委员会
副主任
贾广和



日本国
国际协力事业团
中国事务所所长
熊岸健治



日本国政府根据中华人民共和国政府的建议,决定对吉林省(长春至琿春)地域综合开发计划进行调查。1996年4月1日就吉林省(长春至琿春)地域综合开发计划调查的实施,与中华人民共和国政府交换了照会。

日本国际协力事业团是日本国政府进行技术合作的实施机构,将按照日本国现行的法律及规章实施本调查。

国家计划委员会国土地区司是中华人民共和国政府进行本调查的负责机构,将按照中华人民共和国现行法律和规章实施本调查。

吉林省人民政府计划委员会将与日本国际协力事业团派遣的调查团合作,以顺利实施本调查。

根据1996年4月1日,日本国政府致中华人民共和国政府照会及中华人民共和国政府复照确认,日本国际协力事业团和中华人民共和国国家计划委员会国土地区司就合作的内容、范围、调查日程以及合作进行过程中两国政府应采取的措施等进行了详细会谈,制定了本实施细则。

1. 合作的范围及内容

- (1) 调查对象地域为吉林省的长春市至延吉市、琿春市的带状地域。
- (2) 日方与中方合作以2010年为目标年,就吉林省(长春至琿春)地域综合开发计划进行调查,在编制总体规划的同时,制定出该总体规划中
被认为优先顺序或紧迫程度高的项目建议书。
- (3) 在进行本调查期间,日方将通过现场调查向参加调查的中方专家进行技术转让。

2. 调查的内容

〈第一阶段〉

(1) 现状调查

调查项目:自然条件(包括自然环境)、经济·社会条件(包括社会环境)、土地利用、不同领域开发状况、开发政策·计划、个别项目、有关政策等

(2) 开发的潜在能力、制约因素(包括环境调查)

- (a) 从土地利用、不同领域开发状况、自然·社会环境、有关政策等观点评价潜在能力、制约因素。
- (b) 确定开发主要课题, 制定主要项目。
- (3) 制定开发框架及开发方案
 - (a) 设定对象地域在地区·国家经济圈中的作用
 - (b) 设定开发目的·目标及为完成该目的·目标的战略
 - (c) 在多方案比较基础上, 设定开发方案
- (4) 制定地域综合开发计划
 - (a) 制定开发计划
 - 对象领域: 运输·交通、工业、经济开发区·重点地区计划、地域开发(土地利用/城市计划、水资源开发、能源)、环境、人才培养、贸易/投资
 - (b) 制定项目一览表
 - (c) 制定项目行动计划
- (第二阶段)
- (5) 选定优先·紧迫项目
- (6) 制作关于被选定的项目建议书
- (7) 研究关于被选定项目的投资促进政策、行政·财政制度
- (8) 实施关于被选定项目的初期环境调查
- (9) 对于被选定项目的成果进行综合评价
- (10) 建议

3. 调查期间及工程见附表-1, 大致为18个月。

4. 报告书

日本国际协力事业团编制并向中国国家计划委员会国土地区司提交如下报告书(日文)。

(1) 着手报告书(IC/R)

提出时间: 现场调查开始时

份数: 20份

(2) 进展报告书 (PR/R)

提出时间：调查开始后约4个月

份数：30份

(3) 中间报告书(草案)(DIT/R)

提出时间：调查开始后约7个月

份数：30份

(4) 中间报告书(IT/R)

提出时间：调查开始后约11个月

份数：30份

(5) 最终报告书(草案)(DF/R)

提出时间：调查开始后约16个月

份数：50份

国家计划委员会国土地区司在收到本报告书后2个月之内向日本国际协力事业团提出意见。

(6) 最终报告书(F/R)

提出时间：在收到中方意见后2个月之内

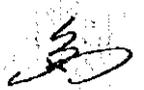
份数：80份

5. 调查实施体制(中日双方的安排事项)

(1) 中方应采取的措施

为使现场调查顺利进行,中方将根据中华人民共和国现行法律和规章,采取以下措施。

- a. 配备中方专家、行政人员和作业人员等并负担与上述人员有关的费用。
- b. 在进行现场调查时,根据附表《关于现场调查的业务分担》,实施中方分担的业务,并负担与上述业务有关的经费。
- c. 在进行现场调查时提供必要的工作场所及桌、椅等物品。联系调查团成员的宿舍。
- d. 配备进行现场调查所需的翻译人员。
- e. 为进行现场调查,联系必要的飞机、火车、车辆及船舶等。



- f. 提供为进行现场调查所需电话设备及费用。
- g. 办理进行现场调查所需的许可手续。
- h. 提供调查所需要的资料和信息。
- i. 经中国有关部门检查后,允许由中国将调查所需的资料运往日本。
- j. 负责为现场调查期间生病或受伤的调查团成员联系医院。
- k. 负担从日本带进中国的器材在中国国内的运费。
- l. 办理从日本带进中国的器材入关和再出关手续。
- m. 负担其他轻微器材等的部分经费。

(2) 日方应采取的措施

日方在调查期间采取以下措施。

- a. 负担日方调查团成员的技术费、旅费、现场调查期间的食宿费、旅费及医疗费等经费。
- b. 在进行现场调查时,进行附表《关于现场调查的业务分担》中日方负担的业务,并负担与上述业务有关的经费。
- c. 负担从日本带进中国的器材从日本至中国港口之间的往返运费。
- d. 编写上述第4条规定的报告书。(有关中文译本,参照备忘录)
- e. 提供器材。(有关器材,参照备忘录)

6. 利用当地咨询公司

中方强烈希望为了更加强化正式调查内容,委托当地咨询公司或研究机构等进行调查。对此,日方回答在调查过程中在可能范围内积极利用。

7. 举办研讨会

从推广该调查成果及向中方进行技术转让、培训人才等观点出发,中日双方同意在调查适当时期举办研讨会。

8. 有关本实施细则中未规定的事项,应由双方在进行调查期间另行商定。

调查期间及工程 (草案)

| 月 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
|------|-----------|---|---|-----------|---|---|------------|---|----|----|-----------|----|----|----|----|-----------|----------|
| 现场调查 | ■ | ■ | ■ | | | ■ | ■ | | | | ■ | ■ | ■ | | | ■ | ■ |
| 国内作业 | □ | | | | □ | □ | | | □ | □ | | | | □ | □ | | □ |
| 报告书 | △ IC/R | | | ◇ PR/R | | | ◆ DIT/R | | | | ▲ IT/R | | | | | ○ DF/R | ○ F/R |

△ 着手报告书 (INCEPTION REPORT) ◇ 进展报告书 (PROGRESS REPORT) ◆ 中间报告书 (草案) (DRAFT INTERIM REPORT)
 ▲ 中间报告书 (INTERIM REPORT) ○ 最终报告书 (草案) (DRAFT FINAL REPORT) ○ 最终报告书 (FINAL REPORT)

附表-2

关于现场调查的业务分担

| 作业项目 | 日本国际协力事业团 | 国家计划委员会 |
|------------------|--|--|
| 1. 已存调查的研究及确认 | (1) 调查资料的研究及确认 | (1) 已存调查资料的提供 |
| 1. 资料收集及分析 | (1) 必要资料的指定 (2) 资料的整理及分析 | (1) 资料的收集及提供 (2) 对于整理及分析资料工作给予合作 (3) 许可资料带往日本国内及办理相关手续 |
| 2. 为把握现状的调查 | (1) 现场调查的实施 (2) 实态调查的立案及实施 | (1) 现场调查的实施合作 (2) 实态调查的实施合作(包括提供调查人员) |
| 3. 开发计划的制定 | (1) 开发计划的制定 | (1) 出示为制定开发计划所需的计算概算事业费的设计基准及基础单价 |
| 4. 初期环境调查及环境影响评价 | (1) 环境调查等的实施合作及技术性支持 | (1) 依据法律的环境调查等的实施 (2) 与有关部门的协调 |
| 5. 其他 | (1) 「实施细则」中规定的其他调查事项的实施 (2) 关于上述1~4作业的技术指导的实施 | (1) 「实施细则」中规定的其他调查的合作 |

2. 協議議事録（日本語）

中華人民共和国吉林省（長春～琿春）

地域総合開発計画調査

協議議事録

日本国国際協力事業団

中華人民共和国国家計画委員会国土地区司

日本国際協力事業団は中華人民共和国国家計画委員会国土地区司の要請に基づき、吉林省（長春～琿春）地域総合開発計画調査実施のための実施細則の内容につき協議を行うため、事前調査団を派遣した。

友好的かつ真摯な一連の協議及び現地調査を行った結果、日中双方は以下の内容について明確にした。

1. 日中双方は、予備調査団派遣時の協議議事録及び本協議議事録を実施細則の付属文書とすることで合意した。

2. 調査期間中の研修員の受入について

中国側は人材育成の観点から、出来る限り多くの中国人専門家を研修員として受け入れるよう日本側に対し要望した。これに対し日本側は、中国側の正式要請手続きを経ることを前提とした上で、調査期間を通じて中国側カウンターパートのうち若干名を研修員として受け入れる準備がある旨回答した。

さらに、調査団は帰国後、中国側専門家集団の日本における研修コースの設置の要望があったことを関係部署に対し伝達する旨約束した。

3. 調査結果報告書の中国語訳について

中国側は調査結果の普及を図る観点から、本件調査の報告書を全て中国語に翻訳するよう日本側に要望した。これに対し日本側は、最終報告書（F/R）の一部を、コンサルタントによる参考訳程度として中国語に翻訳することに同意した。

なお、翻訳文の内容については、JICA及び日本政府はその責を負わず、内容に疑義が生じた場合は、日本語文を解釈正文とし、その旨中国語の翻訳版にも明記することで、日中双方は合意した。

4. 機材の提供について

中国側は以下の機材を提供し、調査終了後は中国側に供与して欲しい旨日本側に対し要求した。

潘

劉

- (1) 四輪駆動車1台、中型バス1台、ステーション・ワゴン1台
- (2) パソコン2台(うち1台は携帯式)、コピー機1台、FAX2台、
ワープロ2台(中・日文)

これに対し日本側は、本格調査が実施の運びとなり提供機材のための十分な予算が確保された場合には、上記機材の提供を検討する旨約束した。また、調査終了後の供与についてもその時点で検討する旨回答した。

なお、上記機材の中国持ち込み時の税金の支払い方法については、これまでに実施された日中両国政府間における技術協力スキームの例に従うものとする。

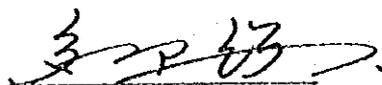
5. ローカル・コンサルタントの活用について

中国側は調査を完了するため中国側ローカル・コンサルタントを活用するにあたっては、国家計画委員会及び吉林省計画委員会が認可した、独立した中国側コンサルタント・研究機関等に業務を委託することを希望し、これに対し日本側は同意した。

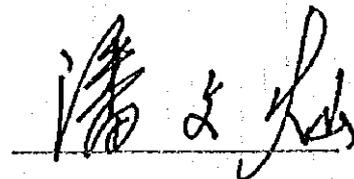
この協議議事録は下記の二者の署名により確認されるものとする。

1996年4月1日

日本国
国際協力事業団
事前調査団長
岩切 敏



中華人民共和国
国家計画委員会国土地区司
副司長
潘 文燦



協議議事録 (中国語)

中华人民共和国吉林省(长春至琿春)
地域综合开发计划调查
备忘录

中华人民共和国国家计划委员会国土地区司
日本国国际协力事业团

根据中华人民共和国计划委员会国土地区司的申请,为了对有关实施吉林省(长春至琿春)地域综合开发计划调查的实施细则内容进行会谈,日本国际协力事业团派遣了事前调查团。

中日双方进行了一系列诚挚友好的会谈及现场调查之后,明确了如下事项。

1. 中日双方同意将预备调查团缔结的备忘录及本次调查团缔结的备忘录作为实施细则的附属文件。

2. 关于调查期间接受进修人员事宜

中方以培训人才的观点要求日方尽可能多地接受中方专家赴日进修。对此,日方回答,以办理中方的正式申请手续为前提,在调查期间内准备接受中方对口专家中的若干名赴日进修。

同时,日方向中方承诺,本次调查团回国后,向有关部门转达中方希望在日本开设中方专家集体进修课程的要求。

3. 关于调查结果报告书的中文译本事宜

中方以推广调查成果的观点要求日方将本次调查的报告书全部译成中文。对此,日方同意将最终报告书(F/R)的一部分以参考译文形式由咨询公司译成中文。

另外,中日双方同意,日本国际协力事业团及日本政府对译文的内容不承担责任,在内容发生疑义时,以日文本为解释的正式文本,并将此宗旨记载在中文译本上。

4. 关于提供器材事宜

中方要求日方提供下述器材,并在调查结束时留赠给中方。

(1) 四轮驱动车1辆、中型面包车1辆、旅行车1辆

(2) 微型计算机2台(其中便携式1台)、复印机1台、传真机2台、文字处理机2台(中、日文)

对此,日方承诺,如果本调查被批准实施以及提供器材所需足够预算被确保,将对提供上述器材进行研究,同时,日方回答,对于调查结束时器材留赠给中方事宜,届时进行研究。

另外,上述器材带进中国时支付税金的方法,应遵照迄今为止实施的中日两国政府间技术合作制度的惯例。

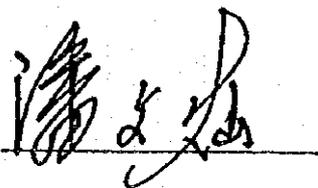
5. 关于利用当地咨询公司事宜

中方希望为完成调查任务,在利用中方咨询公司时,由国家计划委员会和吉林省计划委员会认可的独立咨询公司、研究机构等承担业务,对此,日方表示同意。

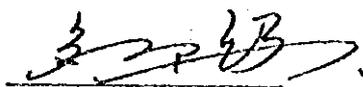
本备忘录经以下双方签字确认。

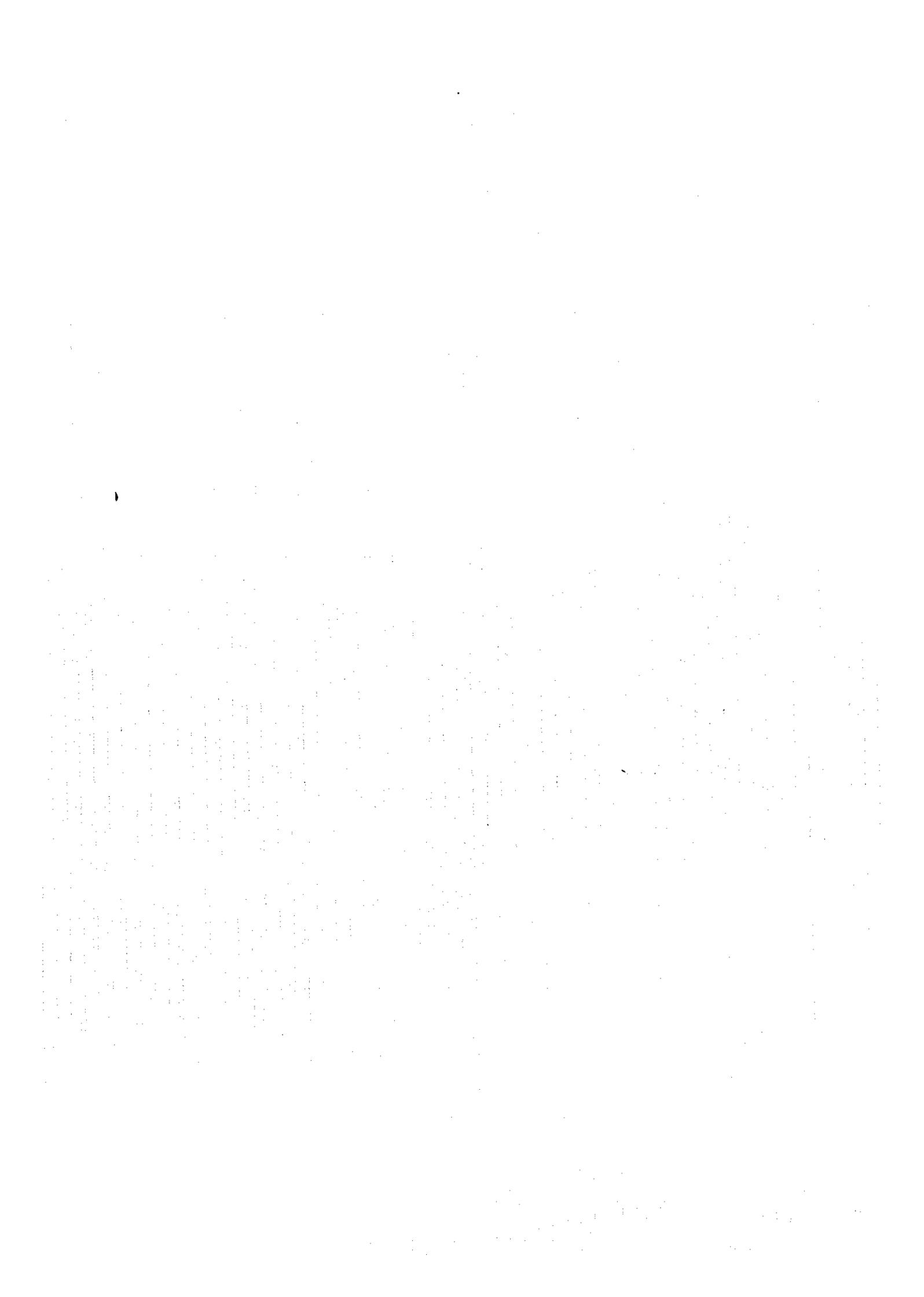
1996年4月1日

中华人民共和国
国家计划委员会国土地区司
副司长
潘文灿



日本国
国际协力事业团
事前调查团团长
岩切敏





JICA